むつ市 第８期
高 齢 者 福 祉 計 画
介 護 保 険 事 業 計 画

令和３年度～令和５年度

（2021 年度～2023 年度）

令和３年３月

青森県むつ市

は　じ　め　に

現在、むつ市の高齢者人口は1万8千人を超え、高齢化率は約33%となり、市民の3人に1人が65歳以上という状況です。

今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて、高齢化がさらに進行することに伴い、支援を必要とする高齢者を支える仕組みづくりや、安定した介護保険制度の運営が求められています。

このような状況を踏まえ、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）を計画期間とする「むつ市第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

この計画では、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すとともに、介護予防事業や認知症高齢者の支援等に重点的に取り組むこととしております。

また、公的な制度やサービスだけではなく、地域全体で高齢者を支える取組を推進することで、やさしさでつながるまちづくりを進めていきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見と御審議をいただきました「むつ市介護保険事業計画等策定委員会」委員の皆様をはじめ、関係者各位に心から感謝を申し上げますとともに、本計画の実施について、市民の皆様のなお一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

令和3年3月

むつ市長　宮下　宗一郎

目　　次

第１章　総　　論 1

第１節　計画策定の趣旨 1

第２節　計画の位置づけ等 2

１　計画策定の目的 2

２　計画の性格 2

３　計画期間及び見直しの時期 3

４　計画策定体制 3

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題 5

第１節　本市の概況 5

１　人口・世帯の推移 5

２　産業構造・就業者数 7

第２節　高齢者の状況 8

１　高齢者人口の推移 8

２　高齢世帯状況 9

３　要支援・要介護認定者の状況 11

４　高齢者施策への意向 12

第３節　計画の振り返り 16

１　介護保険事業の運営 16

２　高齢者福祉施策の推進 17

第４節　計画課題の整理 19

第３章　計画の基本的な考え方 23

第１節　計画期間の高齢者等の状況 23

１　高齢者人口推計 23

２　被保険者数の推計 24

３　要介護（要支援）認定者の推計 25

第２節　第８期介護保険サービスの見込み 26

１　介護サービス量の推計にあたって 26

２　介護サービス量の見込み 28

第３節　基本理念・基本目標 30

１　基本理念 30
２　基本目標 31
３　今後、一層の取組が期待される施策 33
第４節　施策体系 35
第５節　日常生活圏域の設定 36
１　日常生活圏域別の状況 36

第４章　施策の展開 39

基本目標１　地域包括ケアシステムの構築 39
１-１　地域包括ケアシステムの構築（重点施策） 39
１-２　地域包括支援センターの機能強化 42
基本目標２　介護予防・生活支援サービスの充実 45
２-１　介護予防・日常生活支援総合事業の推進（重点施策） 45
２-２　生活支援・介護者支援の充実 47
基本目標３　認知症対策と尊厳のある暮らしの形成 50
３-１　認知症高齢者支援対策の充実（重点施策） 50
３-２　高齢者の虐待防止 53
３-３　成年後見制度の利用促進 54
基本目標４　地域の安全安心と福祉のまちづくりの推進 56
４-１　安全安心な地域づくりの推進（重点施策） 56
４-２　人にやさしい福祉のまちづくりの推進 58
基本目標５　生きがいづくりの推進 61
５-１　生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸 61
５-２　積極的な社会参加・生きがい対策の推進（重点施策） 62

第５章　介護保険事業の運営 65

第１節　介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み 65
１　介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み 65
第２節　保険料について 67
１　事業量及び給付費の推計について 67
２　保険料の負担割合 68
３　第１号被保険者保険料の推計 69
４　所得段階における負担割合 72

第６章　計画の推進 73

第１節　計画の推進体制 73
１　庁内推進体制の充実 73
２　市民参加の推進 73
３　介護保険事業の周知と計画の公表 73
４　進捗状況の点検・評価 73
第２節　介護保険の円滑な制度運営のための方策..... 74
１　円滑な制度運営のための体制整備 74
２　利用者への配慮 75
３　保険者としての市の役割 76

資　料　編 77
１　策定経過 77
２　むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例..... 78
３　委員会名簿 80
４　答申 81

第1章　総　　論

第1章　総　　論

第1節　計画策定の趣旨

「団塊の世代」が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、また「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向け、高齢化、核家族化の進行や認知症高齢者の増加、地域のつながりの希薄化など、人口構造や社会環境の変化が続くことが予想される中、介護予防をはじめ、介護や医療の需要はますます増加、多様化するとみられます。

平成 12 年度（2000 年度）にスタートした介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして定着、発展を続けていますが、高齢者の抱える多様な課題やニーズに対応していくため、高齢者自身ができるだけ健康を維持し、生きがいづくりや社会参加によりその活力を地域の中で活かしながら、「自助・互助・共助・公助」の考え方による、地域全体で支え合う仕組みづくりを推進していくことが今後も重要となります。

こうした中、「むつ市第 7 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」が令和 2 年度（2020 年度）に計画最終年を迎えることから、地域の実情の変化や各種制度の改正等を踏まえ、新たに令和 3 年度（2021 年度）を初年度とする「むつ市第 8 期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

本計画においては、これまでの「地域包括ケアシステムの深化・推進」「介護保険制度の持続可能性の確保」の取組を引き継ぎつつ、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）を見据え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域でさまざまな支援を受けながら安心して暮らし続けることができる、地域の力がやさしさでつながった地域共生社会を目指して、医療、介護、予防、住まい・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの強化をより一層推進していきます。

第２節　計画の位置づけ等

１　計画策定の目的

本計画は、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるために、市の高齢者福祉施策及び介護保険のサービス提供体制の整備、円滑な制度運営における基本的な考え方や目標を定め、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方向性を明らかにすることを目的としています。

本計画においては、「団塊の世代」が後期高齢者となる令和 7 年度（2025 年度）及び、「団塊ジュニア世代」が前期高齢者となる令和 22 年度（2040 年度）までを見据え、中長期的な施策展開を図ります。

２　計画の性格

本市は「むつ市総合経営計画」において、「笑顔かがやく 希望のまち むつ」を将来イメージに、高齢者福祉の充実に向けて、“高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域”を目指す姿として取り組んでいます。

本計画は、要介護者等の保健、医療、福祉に関する事項など、他の関連する計画の施策・事業との整合を図り、老人福祉法に基づく老人福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定します。

○ 高齢者福祉計画

高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、老人福祉計画を基本に、他の法律に基づく 65 歳以上を対象とした保健事業 、その他の高齢者支援に関わる事業を網羅したものです。

○ 介護保険事業計画

介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条において策定が義務づけられており、介護保険の給付等対象サービスの種類や各サービス量の見込みを定めるとともに、介護保険事業に関わる保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項を定めるものです。

3　計画期間及び見直しの時期

計画期間は、令和３年度（2021 年度）から令和５年度（2023 年度）までの３年間とします。

また、令和７年度（2025 年度）まで、中長期的な施策展開を図り、地域包括ケアシステム等の仕組みを段階的に推進します。

図表１　計画の期間

平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)	平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	令和6年度(2024)	令和7年度(2025)	令和8年度(2026)

地域包括ケアシステムの段階的な深化・推進

高齢者福祉計画	**高齢者福祉計画**	**高齢者福祉計画** （老人福祉法）	**高齢者福祉計画**
第６期介護保険事業計画	**第７期介護保険事業計画**	**第８期介護保険事業計画** （介護保険法）	**第９期介護保険事業計画**

4　計画策定体制

本計画の策定にあたっては、計画の法的な位置づけや国、県の動向を踏まえつつ、次のように計画策定を進めました。

○ むつ市介護保険事業計画等策定委員会による協議

むつ市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定にあたり、地域特性に応じた計画とするために、各分野の関係者により構成する「むつ市介護保険事業計画等策定委員会」（以下、「策定委員会」とする）による協議を行いました。

○ 高齢者を対象とした意向調査の実施

在宅の高齢者及び要介護認定者、介護者を対象に、本計画策定に向けてのご意見をお聴かせいただくために意向調査を行いました。

○ 関係機関との連携

本計画の策定にあたっては、県との調整を行いました。

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

第２章　高齢者を取り巻く現状と課題

第１節　本市の概況

１　人口・世帯の推移

（１）国勢調査による人口・世帯推移

平成２年（1990 年）以降の国勢調査における本市の総人口の推移をみると減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）では 58,493 人、平成 17 年（2005 年）からの 10 年間で 5,559 人（年平均約 556 人）減少しています。

一方、世帯数は平成 27 年で 24,391 世帯と減少しており、1 世帯あたりの人員についても 2.40 人と核家族化、小家族化が進んでいることがうかがえます。

図表１　人口・世帯の推移
（平成２年度（1990 年）～平成 27 年度（2015 年））

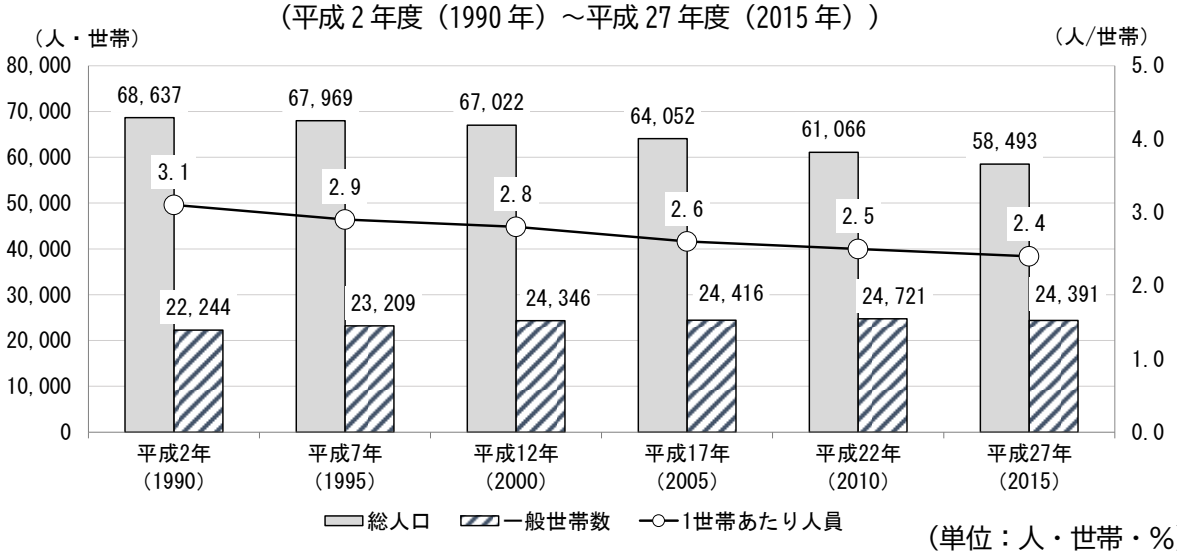

（単位：人・世帯・%）

区分		平成２年（1990）	平成７年（1995）	平成 12 年（2000）	平成 17 年（2005）	平成 22 年（2010）	平成 27 年（2015）
総人口		68,637	67,969	67,022	64,052	61,066	58,493
3区分別	15 歳未満	14,531	12,166	10,593	9,408	8,190	7,007
	15～64 歳	45,096	45,058	43,746	40,373	37,140	33,885
	65 歳以上	8,988	10,745	12,683	14,271	15,414	17,326
一般世帯数		22,244	23,209	24,346	24,416	24,721	24,391
1 世帯あたり人員		3.1	2.9	2.8	2.6	2.5	2.4
高齢化率		13.1	15.8	18.9	22.3	25.2	29.6

※ 総人口は、年齢別人口に年齢不詳人口を含めた合計となっています。　　資料：国勢調査

（2）住民基本台帳による人口推移

住民基本台帳における本市の令和元年（2019 年）9 月末現在の総人口は 56,978 人となっています。総人口は減少が続いており、平成 26 年（2014 年）から令和元年（2019 年）の間で、4,761 人（7.7%）減少しています。

また、年齢 3 区分別の推移をみると、年少人口は 1,294 人（17.4%）、生産年齢人口は 5,099 人（13.7%）減少、老年人口は 1,632 人（9.6%）増加しています。平成 29 年（2017 年）には高齢化率が 30%を超え、住民の 3 人に 1 人が高齢者となっている状況です。

図表 2　総人口の推移
（平成 26 年（2014 年）～令和元年（2019 年））

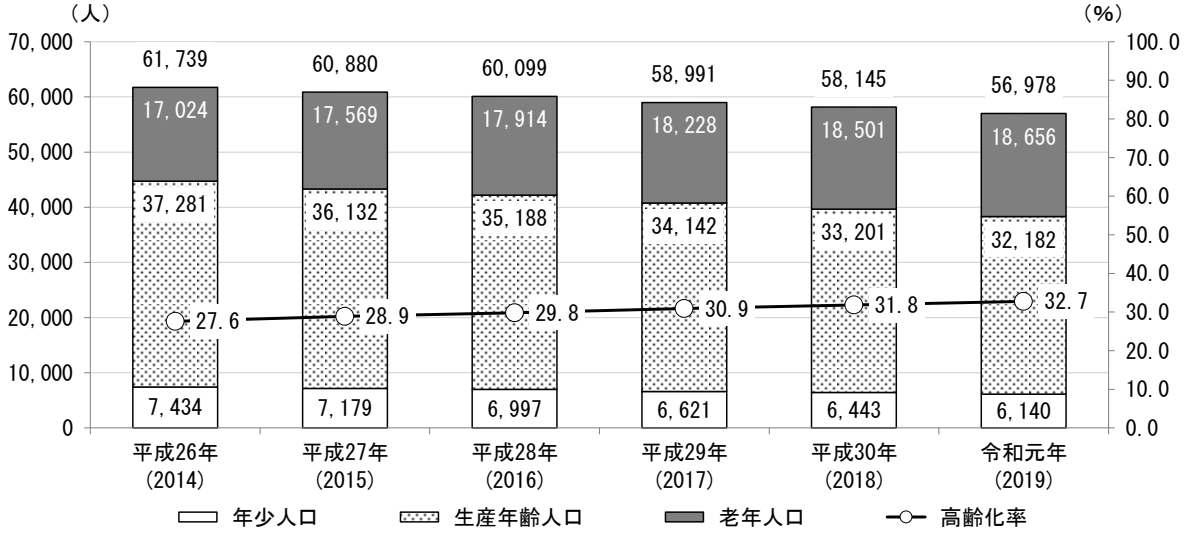

（単位：人・%）

区　　分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
総人口	61,739	60,880	60,099	58,991	58,145	56,978
年少人口（15 歳未満）	7,434	7,179	6,997	6,621	6,443	6,140
構成比	12.0	11.8	11.6	11.2	11.1	10.8
生産年齢人口（15 歳～64 歳）	37,281	36,132	35,188	34,142	33,201	32,182
構成比	60.4	59.3	58.6	57.9	57.1	56.5
老年人口（65 歳以上）	17,024	17,569	17,914	18,228	18,501	18,656
構成比	27.6	28.9	29.8	30.9	31.8	32.7

※構成比は小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位で表記しており、各比率の合計が 100.0%とならない場合があります。

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

２　産業構造・就業者数

本市は、商業・サービス業の第３次産業を中心とした消費都市的な性格を有し、第１次産業は、地勢的条件から、農・林・水産のすべてが存在するという特性を持っています。

なお、国勢調査による本市（全体）の産業別（３区分）就業人口は、次のとおり各産業ともに減少しています。

図表３　産業構造

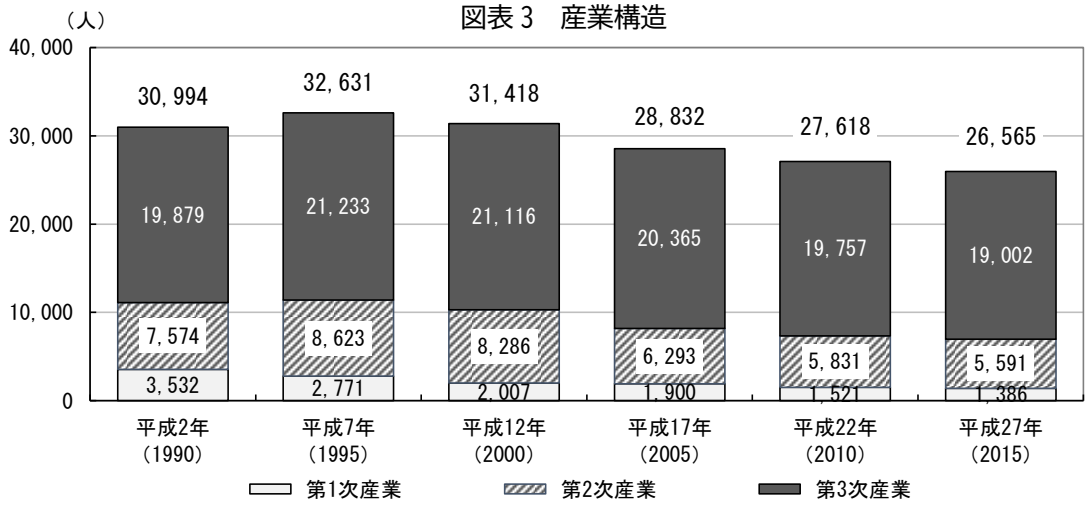

なお、65歳以上の就業者数は増加しており、平成27年（2015年）では就業者全体の１割を占めています。

図表４　65歳以上の就業

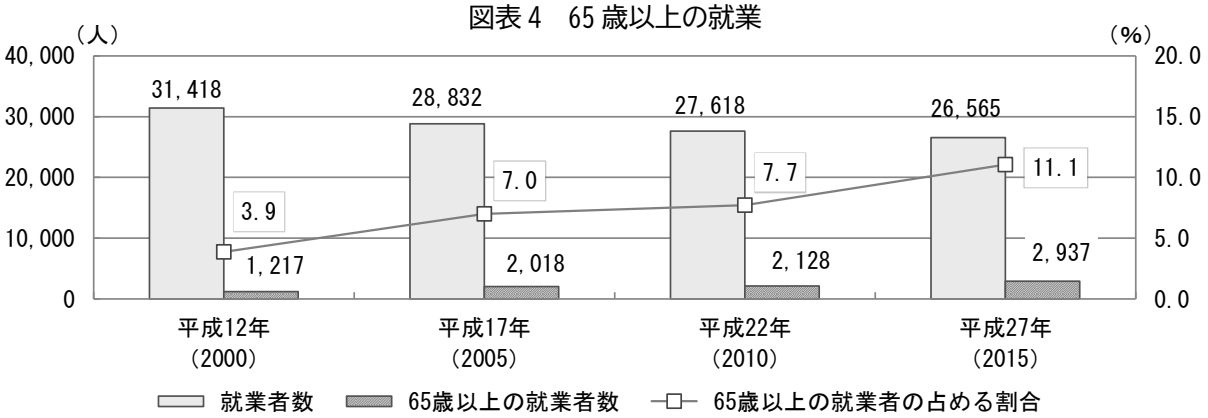

（単位：人・%）

区　　分		平成２年（1990）	平成７年（1995）	平成12年（2000）	平成17年（2005）	平成22年（2010）	平成27年（2015）
就業者数		30,994	32,631	31,418	28,832	27,618	26,565
	第１次産業	3,532	2,771	2,007	1,900	1,521	1,386
	第２次産業	7,574	8,623	8,286	6,293	5,831	5,591
	第３次産業	19,879	21,233	21,116	20,365	19,757	19,002
	分類不能	9	4	9	274	509	586
65歳以上の就業者数		－	－	1,217	2,018	2,128	2,937
65歳以上の割合		－	－	3.9	7.0	7.7	11.1

※ 就業者数は、第1～3次産業別就業者に分類不能を含めた合計となっています。　資料：国勢調査

第２節　高齢者の状況

１　高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、平成 26 年（2014 年）から令和元年（2019 年）にかけて前期・後期高齢者ともに人口の増加が続いています。

高齢者人口に占める前期・後期高齢者それぞれの割合は、過去、前期高齢者の割合が上回る状態で推移していますが、令和７年（2025 年）にはすべての団塊の世代が後期高齢者になることから、今後は後期高齢者の増加が見込まれます。

図表 5　高齢者人口（前期・後期別）の推移

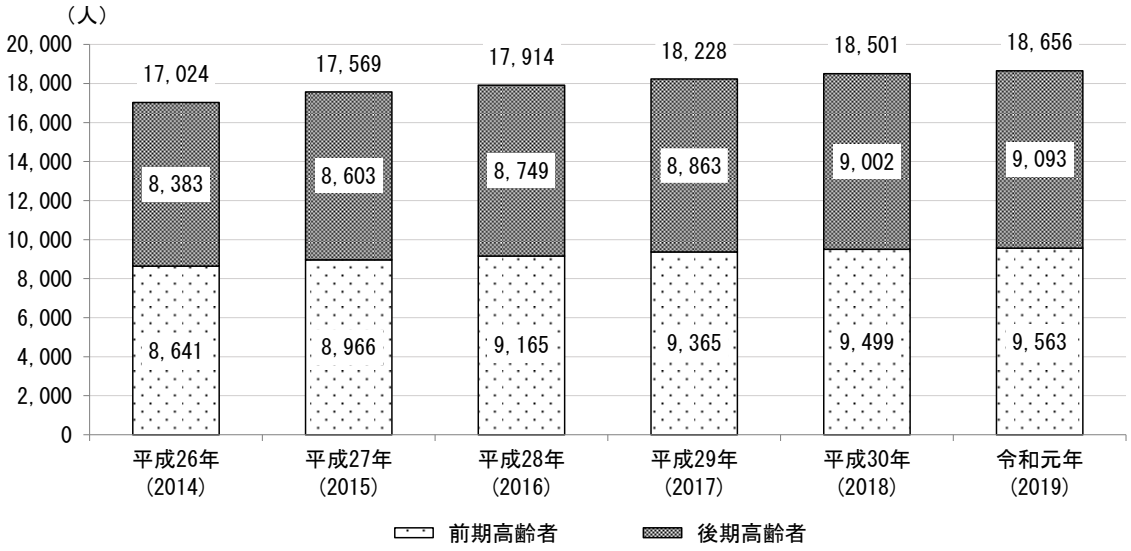

（単位：人・%）

区　　分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
高齢者合計	17,024	17,569	17,914	18,228	18,501	18,656
前期高齢者（65～74 歳）	8,641	8,966	9,165	9,365	9,499	9,563
構成比	50.8	51.0	51.2	51.4	51.3	51.3
後期高齢者（75 歳以上）	8,383	8,603	8,749	8,863	9,002	9,093
構成比	49.2	49.0	48.8	48.6	48.7	48.7

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

２　高齢世帯状況

（１）国勢調査による高齢者世帯推移

国勢調査による高齢者のいる世帯のうち高齢者一人暮らし世帯については、平成 12 年（2000 年）1,851 世帯から、平成 27 年（2015 年）3,214 世帯、高齢夫婦世帯は、平成 12 年（2000 年）1,998 世帯から、平成 27 年（2015 年）3,044 世帯へ増加しています。

図表 6　高齢者一人暮らし世帯・高齢夫婦世帯の推移
（平成 12 年（2000 年）～平成 27 年（2015 年））

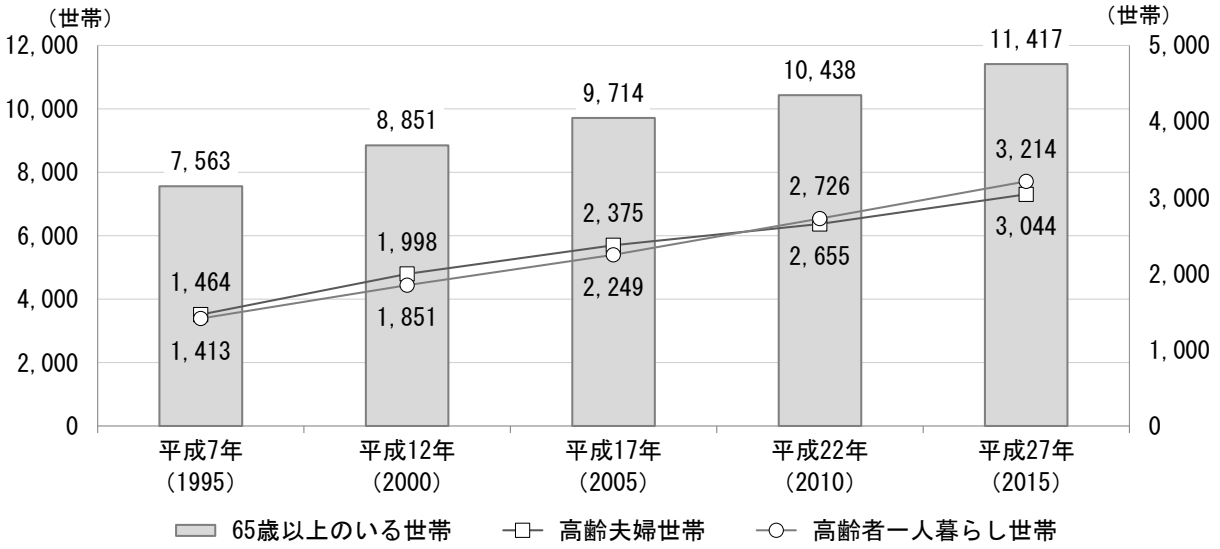

（単位：世帯）

区　　分	平成 7 年（1995）	平成 12 年（2000）	平成 17 年（2005）	平成 22 年（2010）	平成 27 年（2015）
高齢者一人暮らし世帯	1,413	1,851	2,249	2,726	3,214
高齢夫婦世帯	1,464	1,998	2,375	2,655	3,044

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

（２）住民基本台帳による高齢者世帯推移

住民基本台帳における本市の世帯数の推移をみると、平成 26 年（2014 年）から令和元年（2019 年）にかけて世帯数は減少しているものの、高齢者のいる世帯数は増加しています。令和元年（2019 年）現在の高齢者のいる世帯数は 13,664 世帯と世帯総数に占める割合も 47.1%まで上昇しており、およそ半数が高齢者のいる世帯となっています。

図表 7　世帯の推移
（平成 26 年（2014 年）～令和元年（2019 年））

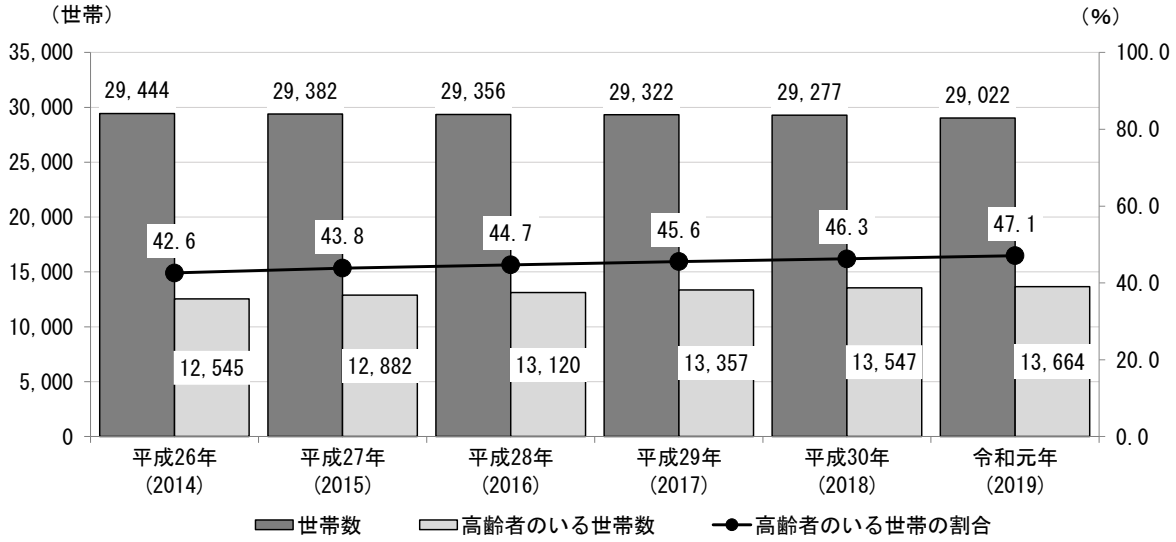

（単位：世帯・%）

区　　分	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)
世帯数	29,444	29,382	29,356	29,322	29,277	29,022
高齢者のいる世帯数	12,545	12,882	13,120	13,357	13,547	13,664
構成比	42.6	43.8	44.7	45.6	46.3	47.1

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

３　要支援・要介護認定者の状況

要支援･要介護認定者数は増減しながら推移し、令和元年（2019 年）９ 月末現在には 3,650 人となっています。また、第 １ 号被保険者数に占める認定者の割合（認定率）は、平成 28 年（2016 年）の 20.7%をピークに減少が続いており令和元年（2019 年）９ 月末現在には 19.6%となっています。

要介護度別にみると、要介護 2～5 は増加傾向、要支援 1･2、要介護 １ は減少傾向となっており、今後、高齢者の介護度重度化が懸念されます。

図表 8　要支援・要介護認定者の推移
（平成 26 年（2014 年）～令和元年（2019 年））

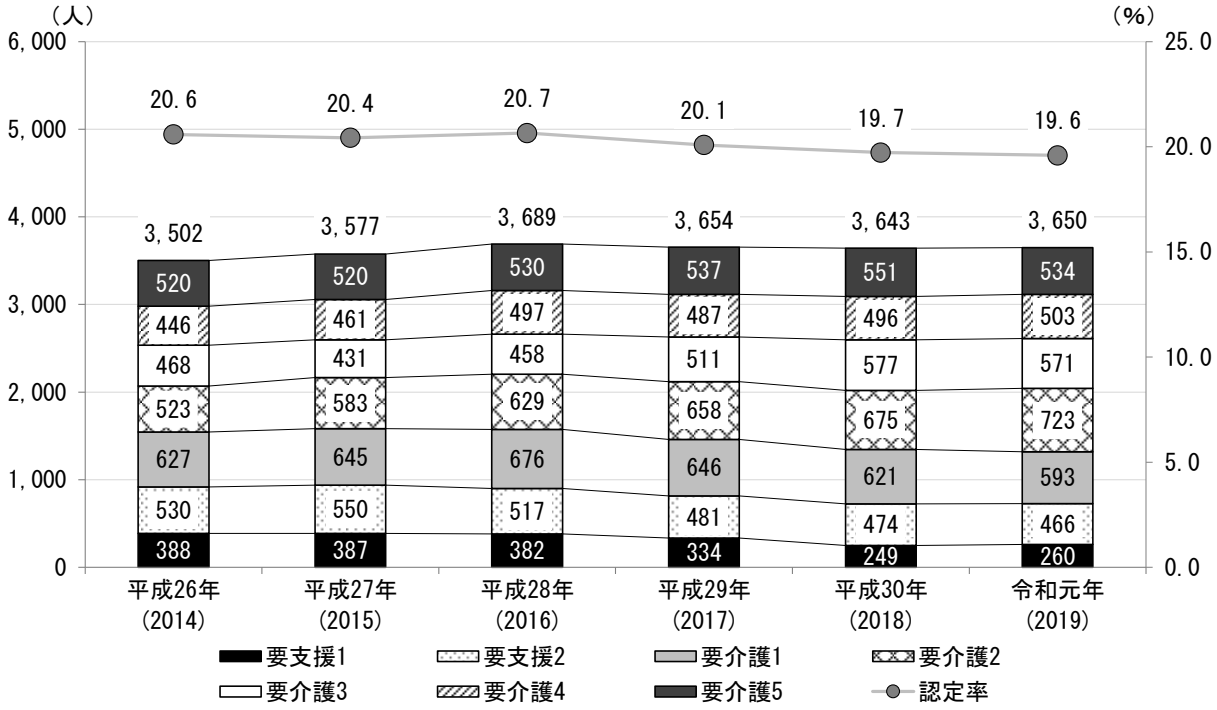

※認定率は認定者数（第 2 号被保険者含む）に第 1 号被保険者数で除して算出。

資料：介護保険事業状況報告（各年 9 月月報）

４　高齢者施策への意向

アンケート調査結果をもとに、本市の高齢者施策への意向を整理します。

（１）市民が求める高齢者施策

今後、市が優先的に進めるべき高齢者施策は、「交通手段の整備等、高齢者が外出しやすいまちづくり」が ５ 割半ばと最も多くなっています。このほか「往診やかかりつけ医等、医療の充実」「寝たきりにならないよう、介護予防サービスの充実」「身近なところで相談が行える相談窓口の充実」が ３ 割を上回っており、移動条件、医療、介護予防、相談に係る施策の展開が求められています。

図表９　市民が求める高齢者施策

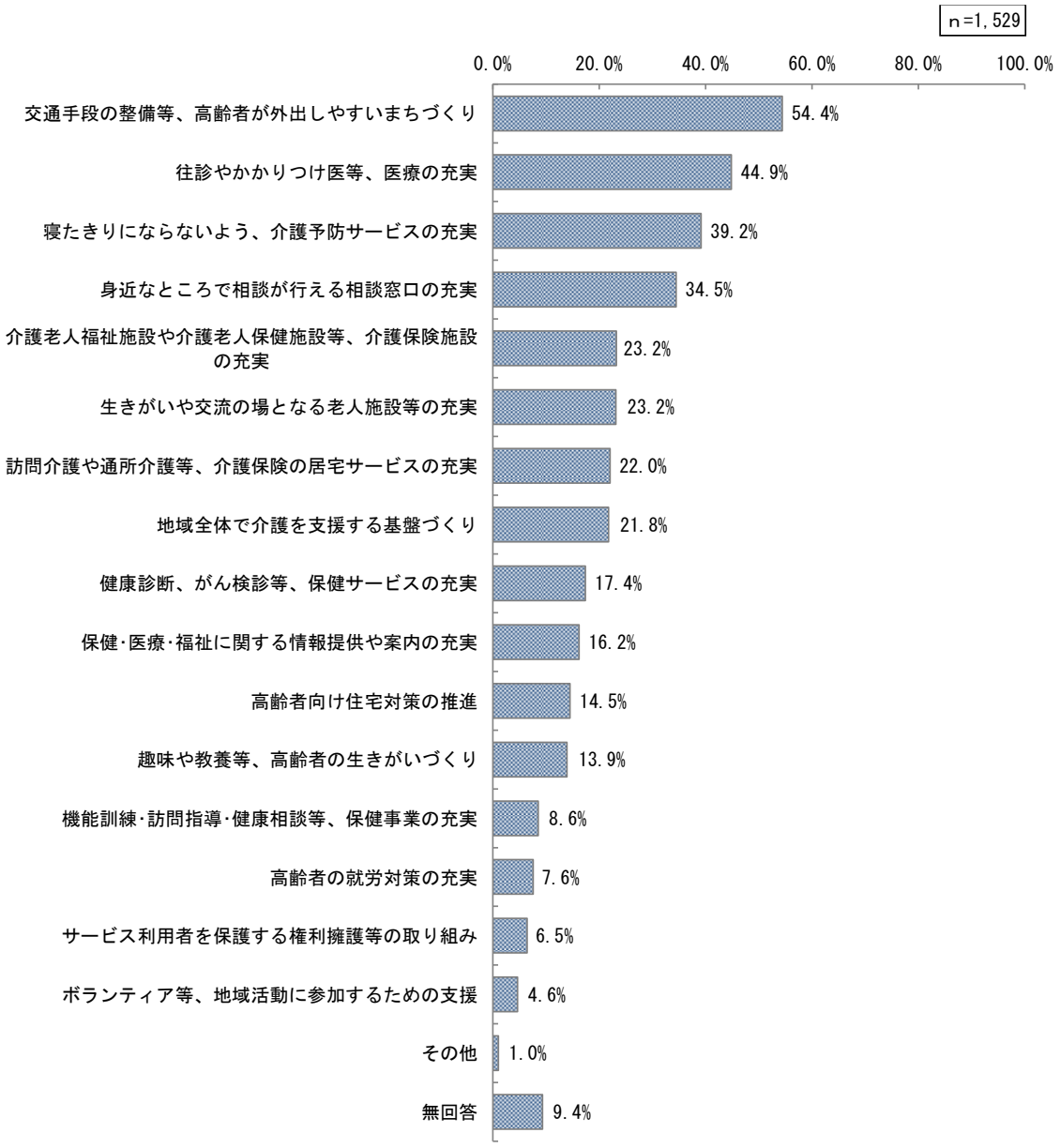

資料：日常生活圏域ニーズ調査結果

（２）介護予防への取組状況

介護予防への取組状況は、「意識して取り組んでいる」が４割近くと最も多くなっています。一方、「興味はあるが、具体的な取り組み方がわからない」「きっかけあれば取り組みたい」もそれぞれ１割半ばの回答があり、介護予防活動に取り組むきっかけづくりや具体的な事例の提供などにより、介護予防につなげることが重要となります。

図表 10　介護予防への取組状況

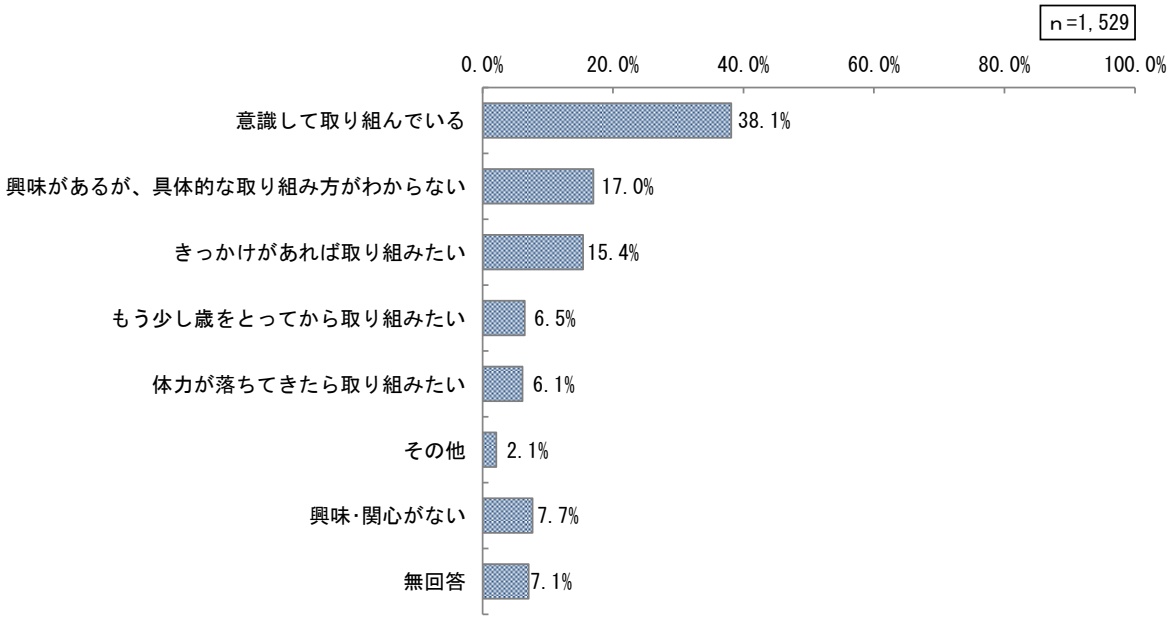

資料：日常生活圏域ニーズ調査結果

（3）在宅生活に係る支援・サービスの利用について

現在利用している支援･サービスは、「外出同行（通院、買い物など）」「見守り、声かけ」が１割ほどで上位に挙がっています。

また、今後の在宅生活に必要と感じる支援･サービスは、「外出同行（通院、買い物など）」が２割、「移送サービス（介護･福祉タクシー）」「買い物（宅配は含まない）」「調理」がそれぞれ１割半ばとなっています。

利用している支援･サービス、今後必要と感じる支援･サービスともに「外出同行（通院、買い物など）」が上位となっています。

図表 11　介護予防への取組状況

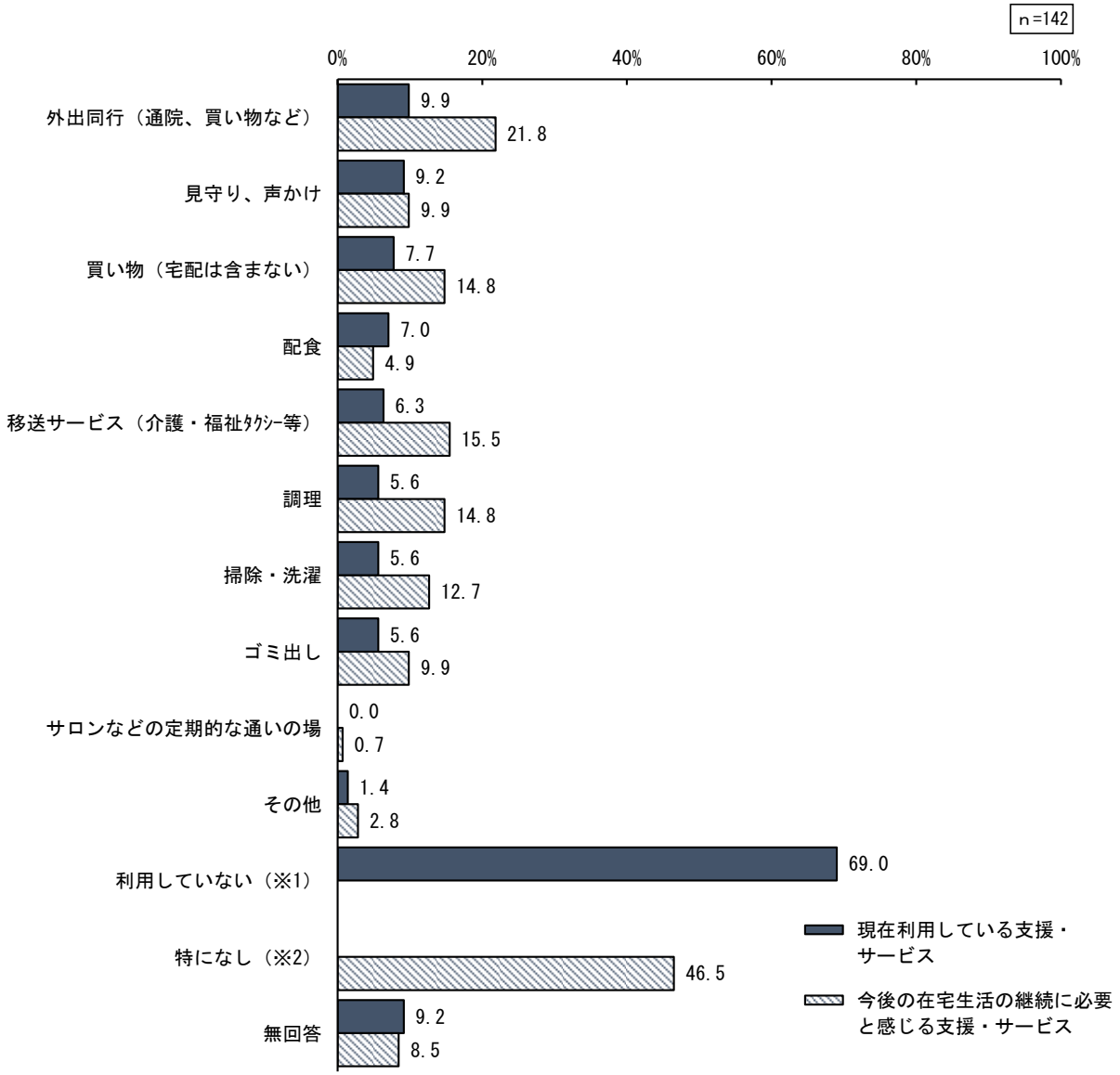

（※1）現在利用している支援・サービスのみの選択肢

（※2）今後必要と感じる支援・サービスのみの選択肢

資料：日常生活圏域ニーズ調査結果

（４）災害への備え

災害に対する準備状況について、「準備している（できる限り+ある程度）」割合が日常生活圏域ニーズ調査では４割弱、在宅介護実態調査では３割となっています。

特に在宅介護実態調査では「まったく準備していない」の割合が ４ 割近く、日頃からの備えの重要性について、周知を図る必要があります。

図表 12　災害に備えた準備

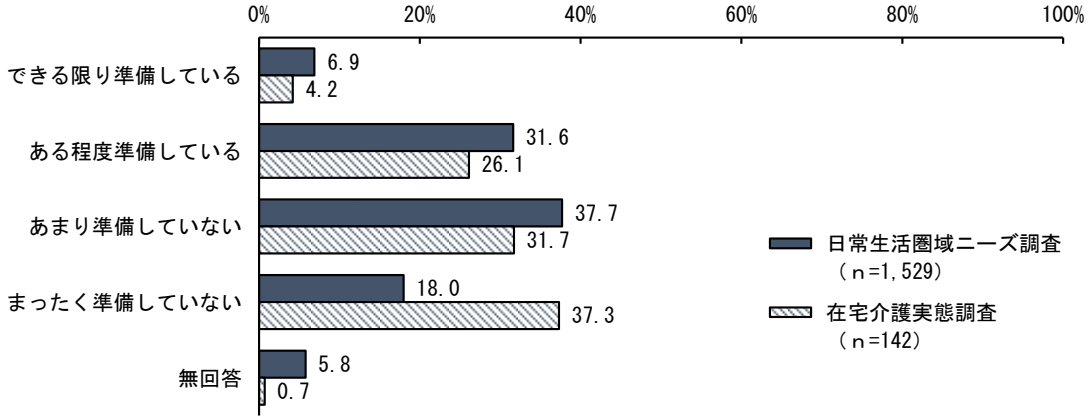

資料：日常生活圏域ニーズ調査結果・在宅介護実態調査結果

（５）避難行動要支援者支援制度への登録意向

避難行動要支援者支援制度への登録意向について、日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査ともに「登録したい」の回答が ３ 割程度、「わからない」の回答が ５ 割弱となっています。

図表 13　避難行動要支援者支援制度への登録意向

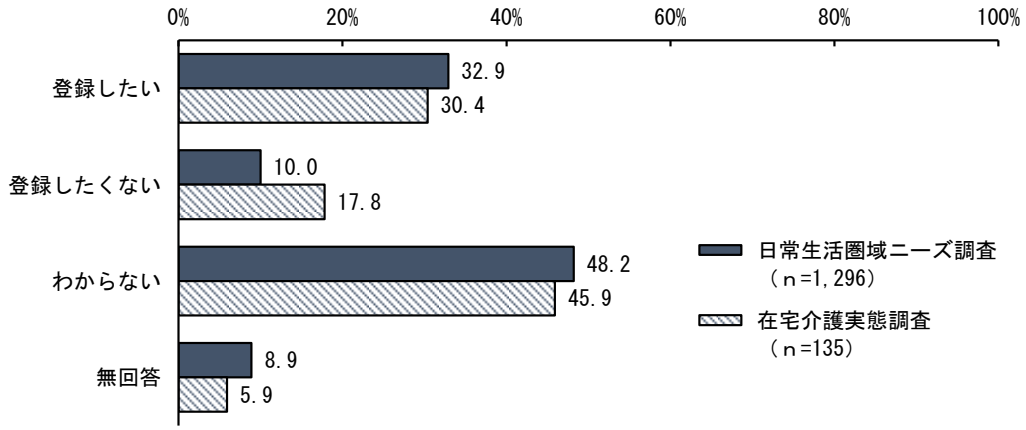

資料：日常生活圏域ニーズ調査結果・在宅介護実態調査結果

第３節　計画の振り返り

１　介護保険事業の運営

介護保険事業の運営にあたり、これまでの計画を振り返ると、第７期計画では居住系サービスの利用が計画値をやや下回るものの、その他については、おおむね計画見込みに沿った運営となっています。

引き続きサービスの円滑な利用と持続可能な制度の運営が必要となります。

図表 14　第６期・第７期計画における見込みとの比較

	第6期					
	平成27年度（2015）			平成28年度（2016）		
	計画値	実績値	対計画比（実績値/計画値）	計画値	実績値	対計画比（実績値/計画値）
第1号被保険者数　（人）	17,415	17,507	100.5%	17,772	17,858	100.5%
要介護認定者数　（人）	3,328	3,480	104.6%	3,430	3,595	104.8%
要介護認定率　（%）	19.1	19.9	104.0%	19.3	20.1	104.3%
総給付費　（千円）	5,025,896	5,139,137	102.3%	5,196,803	5,183,400	99.7%
施設サービス　（千円）	2,017,274	1,937,644	96.1%	2,074,171	1,953,352	94.2%
居住系サービス　（千円）	372,829	332,859	89.3%	397,995	339,162	85.2%
在宅サービス　（千円）	2,635,793	2,868,634	108.8%	2,724,637	2,890,886	106.1%
第1号被保険者1人あたり給付費　（円）	288,596	293,548	101.7%	292,415	290,257	99.3%

	第6期		
	平成29年度（2017）		
	計画値	実績値	対計画比（実績値/計画値）
第1号被保険者数　（人）	18,105	18,189	100.5%
要介護認定者数　（人）	3,548	3,562	100.4%
要介護認定率　（%）	19.6	19.6	99.9%
総給付費　（千円）	5,102,605	5,397,527	105.8%
施設サービス　（千円）	2,074,171	2,050,745	98.9%
居住系サービス　（千円）	445,988	355,787	79.8%
在宅サービス　（千円）	2,582,446	2,990,995	115.8%
第1号被保険者1人あたり給付費　（円）	281,834	296,747	105.3%

	第7期					
	平成30年度（2018）			令和元年度（2019）		
	計画値	実績値	対計画比（実績値/計画値）	計画値	実績値	対計画比（実績値/計画値）
第1号被保険者数　（人）	18,490	18,468	99.9%	18,613	18,629	100.1%
要介護認定者数　（人）	3,655	3,554	97.2%	3,676	3,576	97.3%
要介護認定率　（%）	19.8	19.2	97.4%	19.7	19.2	97.2%
総給付費　（千円）	5,263,168	5,483,845	104.2%	5,345,687	5,469,867	102.3%
施設サービス　（千円）	2,048,411	2,138,408	104.4%	2,072,404	2,175,380	105.0%
居住系サービス　（千円）	356,805	355,757	99.7%	368,516	348,450	94.6%
在宅サービス　（千円）	2,857,952	2,989,679	104.6%	2,904,767	2,946,038	101.4%
第1号被保険者1人あたり給付費　（円）	284,649	296,938	104.3%	287,202	293,621	102.2%

※ 数値は小数点第２位以下、または千円単位で四捨五入している項目があり、表中の計画値と実績値が同じであっても計画対比が 100.0%にならないことがあります。

資料：厚生労働省 見える化システム

２　高齢者福祉施策の推進

（１）施策の全体的な評価

第７期計画では５つの基本目標と１１の主要施策に基づき、43 の事業を展開しています。

各施策の庁内推進担当課による自己評価の結果では、43 の掲載事業に対し、「有効」（A）が２１事業(48.8%)、「おおむね有効」（B）が 22 事業(51.2%)という評価になっています。

新たな計画においては、「有効」（A）または、「おおむね有効」（B）と評価した事業についても、実施状況を確認し、支援の質・量ともに充実を図る必要があります。

図表 15　第７期計画施策評価一覧

施策	掲載事業数	評価						有効事業比率（A・B）/（掲載事業数）
		A	B	C	D	E	F	
基本目標１：地域包括ケアシステムの構築								
１-１　地域包括ケアシステムの構築（重点施策）	4	2	2	0	0	0	0	100.0%
１-２　地域包括支援センターの運営	5	4	1	0	0	0	0	100.0%
基本目標２：介護予防・生活支援サービスの充実								
２-１　介護予防・日常生活支援総合事業の推進（重点施策）	3	1	2	0	0	0	0	100.0%
２-２　生活支援サービスの充実	5	4	1	0	0	0	0	100.0%
基本目標３：認知症対策と尊厳のある暮らしの形成								
３-１　認知症高齢者支援対策の充実（重点施策）	6	0	6	0	0	0	0	100.0%
３-２　高齢者の虐待防止	2	2	0	0	0	0	0	100.0%
３-３　成年後見制度の利用促進	2	0	2	0	0	0	0	100.0%
基本目標４：地域の安全安心と福祉のまちづくりの推進								
４-１　安全安心な地域づくりの推進（重点施策）	4	2	2	0	0	0	0	100.0%
４-２　人にやさしい福祉のまちづくりの推進	6	3	3	0	0	0	0	100.0%
基本目標５：生きがいづくりの推進								
５-１　生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸	2	0	2	0	0	0	0	100.0%
５-２　積極的な社会参加・生きがい対策の推進（重点施策）	4	3	1	0	0	0	0	100.0%
計	43	21	22	0	0	0	0	100.0%

※評価判定：A：実施（有効）、B：実施（おおむね有効）、C：実施（課題が残る）、
D：実施（実施したが利用等実績なし）、E：一部実施、F：未実施

（２）地域包括ケアシステムの構築

地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進協議会、高齢者・障害者虐待防止連携推進協議会を通じて地域における保健・福祉・医療の関係者・関係機関のネットワークの構築を推進しています。

また、効果的な地域ネットワーク機能にするため、地域包括支援センター、保健・福祉・医療の関係機関、地域の関係者・関係機関との「顔の見える関係づくり」に努めています。

（３）介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防活動の地域展開を目指して、ボランティア団体や社会福祉協議会が行う地域サロン・介護予防運動の支援や、地域の実情に合わせ、町内会、老人クラブ等が主体的に行う介護予防運動（いきいき百歳体操）の支援を行っています。

また、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するとともに介護予防に取り組む気運を高めるため、運動教室、介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催し、市民への啓発を行っています。

（４）認知症高齢者支援対策の充実

地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、関係機関、関係団体の連携を密に行うことにより、認知症の疑いがある高齢者の早期発見に努めるとともに、家族等へのアドバイスを含めた相談等を行っています。また、認知症の疑いがある高齢者には、認知症サポート医を中心とした認知症初期集中支援チームによる早期対応を行っています。

その他、認知症サポーター養成講座の開催や認知症カフェの増設、認知症 SOS ネットワーク事業の実施など認知症の方への総合的な支援を展開しています。

（５）安全安心な地域づくりの推進

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、警察や市内の関係機関、見守り協力事業者との連携体制を構築し、行方不明高齢者の発見等の支援や、見守る活動等を行っています。

また、緊急通報ができる機器の設置や安否確認のための避難行動要支援者の登録等を行い、緊急時・災害時の支援体制の構築に努めています。

（６）積極的な社会参加・生きがい対策の推進

敬老記念品の贈呈や式典形式の敬老会の開催、地域住民が主体的に行う介護予防活動への支援等を行い、高齢者が地域で孤立することや閉じこもりの防止に努めています。

第４節　計画課題の整理

本市において、第7期計画からの引き継ぎ課題を踏まえつつ、本計画期間において取組が望まれる計画課題を次のように整理します。

課題１：高齢化社会への対応

○ 総人口の減少が続く中、高齢化率の上昇が続いており、今後、団塊世代が後期高齢者になることや、団塊ジュニア世代が前期高齢者となることから、ますます高齢化が進行することが見込まれます。

○ 高齢化率の上昇に伴い、高齢者のいる世帯数も増加傾向にあります。地区によっては高齢者のいる世帯が 7 割を超えるなど、居住地域や各家庭の状況に合わせた多様な支援が求められます。

○ 介護者の高齢化が進み、“※老老介護”や“介護離職”など、さまざまな介護負担のほか、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等では、社会的な孤立などが懸念され、各高齢者福祉施策を通じて中長期的な支援体制の構築が望まれます。

課題２：地域包括ケアシステムの深化・推進

○ 地域包括ケアシステムの深化・推進にあたり、地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進協議会、高齢者・障害者虐待防止連携推進協議会など個別施策を着実に推進していますが、今後もそれぞれの関係者、地域住民が主体となり地域全体で高齢者を支える取組を進める必要があります。

○ 現在、医療や介護を受けながら住み慣れた地域で自分らしい生活を送るため、医療と介護サービスが切れ目なく適切に提供されるための連携を進めており、今後も医療と介護サービスの連携を継続するとともに、市民に向けインターネットなども活用した社会資源情報の周知を図る必要があります。

○ 介護・医療の連携にあたっては、青森県地域医療構想と連携し、サービス供給体制を確保する必要があります。

※ 老老介護：
要介護者、介護者ともに高齢者で、老人が老人を介護するという意味で表現される言葉です。その多くの場合、高齢化した子どもがより高齢化した親を介護するケースがみられますが、介護する側が疲れ果て、結局共倒れになってしまうような事態も起きています。

課題３：介護予防に向けた取組・生活支援サービスの充実

○ 介護認定率は減少傾向にあるものの、認定者の介護度重度化が進行しつつあります。介護予防・日常生活支援総合事業において、介護予防の重要性などの周知を図り、市民が予防に積極的に取り組むよう促す必要があります。

○ 地域住民がともに助け合い、支え合うため“自助”“互助”“共助”による地域づくりを継続して支援する必要があります。

○ 市民が主体的に介護予防に取り組む仕組みづくりやそれをサポートするボランティア等を育成する必要があります。

課題４：認知症高齢者への支援

○ 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっています。年齢の上昇とともに認知症有病率も高まる傾向にあり、今後、高齢化の進行に伴い、認知症状を持った高齢者も増加することが見込まれます。

○ 現在、認知症地域支援推進員を中心に関係機関で連携して支援を行っていますが、今後、認知症予防に向けた取り組みや認知症に関する理解促進、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備など、さまざまな角度からの支援を検討・強化する必要があります。

○ 認知症の支援には早期診断・早期対応が効果的とされており、引き続き認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チームを中心とした体制を維持・強化する必要があります。

課題５：安全に安心して暮らせる地域づくり

○ 地域の高齢者が安心安全に住み慣れた土地で生活を継続できるよう、地域で見守る体制を維持する必要があります。

○ 高齢者独居世帯が３割近い地区もあり、災害時・緊急時の避難支援体制の構築を進める必要があります。また、避難場所での感染症予防対策など、有事の際に備えた取り組みや体制の強化を図る必要があります。

○ 高齢になってからも日常生活が送れるよう、引き続き外出支援や移動手段の確保に向けた検討が必要となります。

課題６：高齢者の社会参加・生きがいづくり

○ 高齢者が地域で孤立することや閉じこもりを防止し、近隣住民との交流や多世代交流の中で一人ひとりが健康で生きがいを感じながら生活を送ることは、高齢化が進行する社会の中で重要なこととなります。

○ 元気な高齢者が地域社会の一員として、サービスや活動の担い手となって主体的に取組に参加できるよう、支援を強化することが重要となります。

○ いつまでも健康でいきいきと暮らしていくために、日頃から健康への配慮や生活習慣病予防といった健康づくり活動と連携を図りながら、早期から健康づくりに取り組む必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

第１節　計画期間の高齢者等の状況

１　高齢者人口推計

本市の高齢者人口等を※コーホート法（変化率法）により推計すると、本計画期間（令和３年（2021 年）～令和５年（2023 年））及び令和７年（2025 年）、令和 22 年（2040 年）における高齢者人口は、令和 ２ 年（2020 年）をピークに徐々に減少する見込みとなっています。

同期間の高齢化率は、引き続き上昇が続き、計画最終年の令和 ５ 年（2023 年）には 35.0%、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年（2025 年）には 36.2%、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和 22 年（2040 年）には 43.8%となる見込みです。

図表１　計画期間における高齢者人口推移の見通し（推計値）

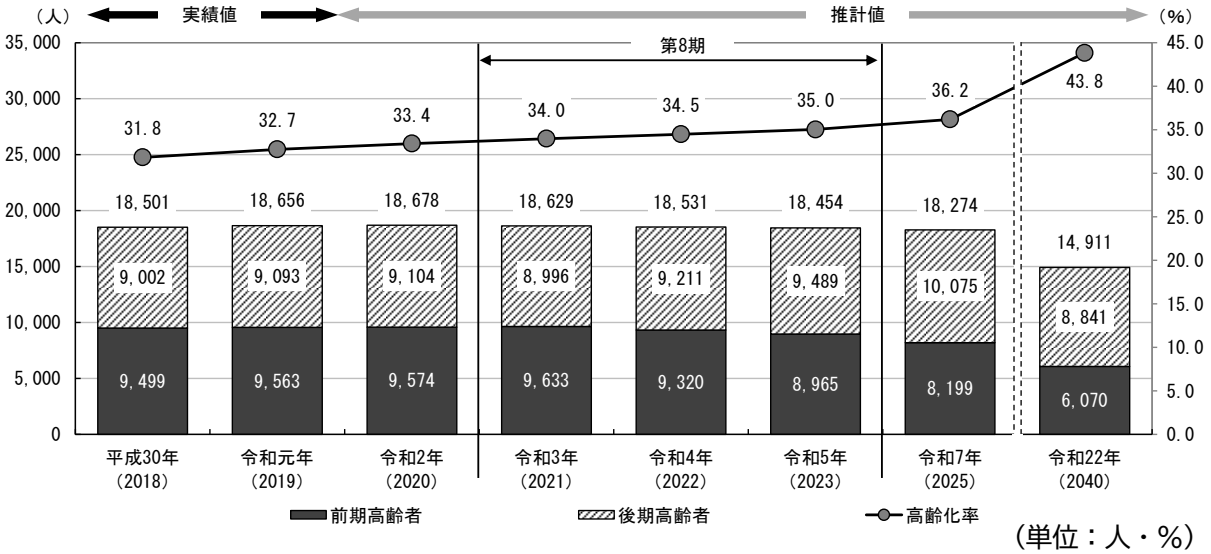

（単位：人・%）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）	令和 7 年（2025）	令和 22 年（2040）
高齢者合計	18,501	18,656	18,678	18,629	18,531	18,454	18,274	14,911
前期：65～74 歳	9,499	9,563	9,574	9,633	9,320	8,965	8,199	6,070
後期：75 歳以上	9,002	9,093	9,104	8,996	9,211	9,489	10,075	8,841
高齢化率	31.8	32.7	33.4	34.0	34.5	35.0	36.2	43.8

資料：コーホート法による推計

※ コーホート法（変化率法）：
コーホート法とは、コーホート（同時出生集団）ごとの時間変化を軸に人口の変化を捉える方法です。変化率法は、このコーホート（同時出生集団）の一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法です。
なお、本計画策定にあたっては、直近（平成 28 年（2016 年）～令和元年（2019 年） 各 10 月現在）の住民基本台帳による１歳階級別の人口の変化率を採用しています。

2　被保険者数の推計

介護保険料の負担を担う、第１号、第２号被保険者数の推計では、第２号被保険者数は減少傾向が続き、第１号被保険者数は令和２年（2020 年）をピークに減少に転じる見込みとなっています。

計画最終年の令和５年（2023 年）には、第１号被保険者数は 18,454 人、第２号被保険者数は 17,887 人となる見込みです。

また、令和７年（2025 年）には第１号被保険者が 18,274 人、第２号被保険者数が 17,132 人となり、令和 22 年（2040 年）には第１号被保険者が 14,911 人、第２号被保険者数が 10,711 人となる見込みです。

図表２　計画期間における被保険者数の見通し（推計値）

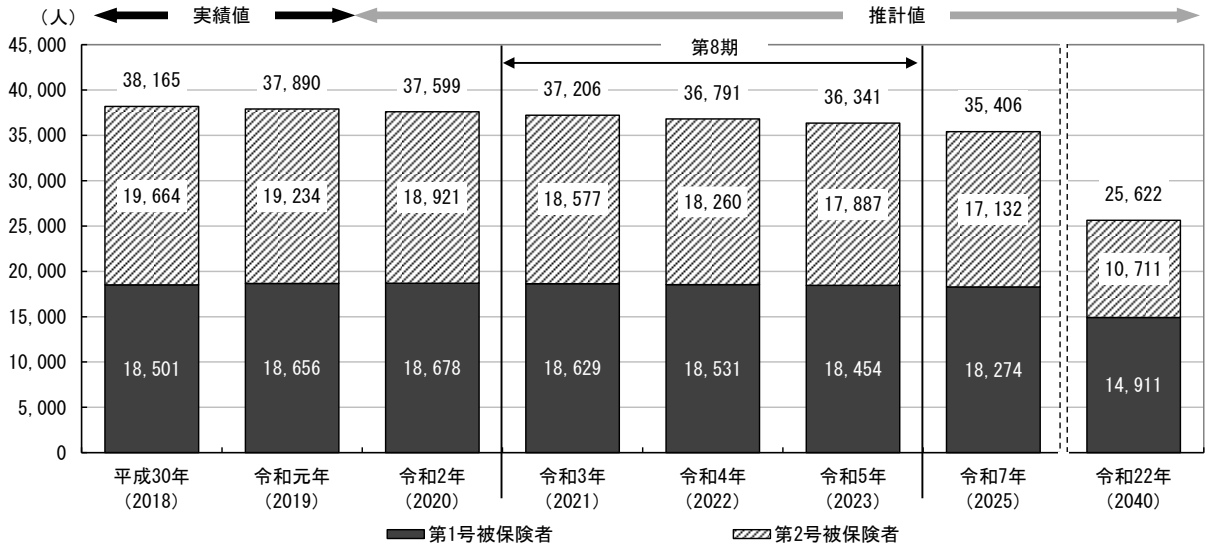

（単位：人）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）	令和 7 年（2025）	令和 22 年（2040）
被保険者数	38,165	37,890	37,599	37,206	36,791	36,341	35,406	25,622
第1号（65歳以上）	18,501	18,656	18,678	18,629	18,531	18,454	18,274	14,911
第2号（40～64歳）	19,664	19,234	18,921	18,577	18,260	17,887	17,132	10,711

資料：厚生労働省 見える化システムによる推計

３　要介護（要支援）認定者の推計

本市における要介護（要支援）認定者は、引き続き増加が見込まれ、第 8 期の計画最終年である令和 5 年（2023 年）の要介護（要支援）認定者は、3,750 人となる見込みです。

また、令和 7 年（2025 年）には要介護（要支援）認定者が 3,806 人まで増加し、令和 22 年（2040 年）には 3,771 人となる見込みとなっています。

図表３　計画期間における要介護（要支援）認定者の見通し（推計値）

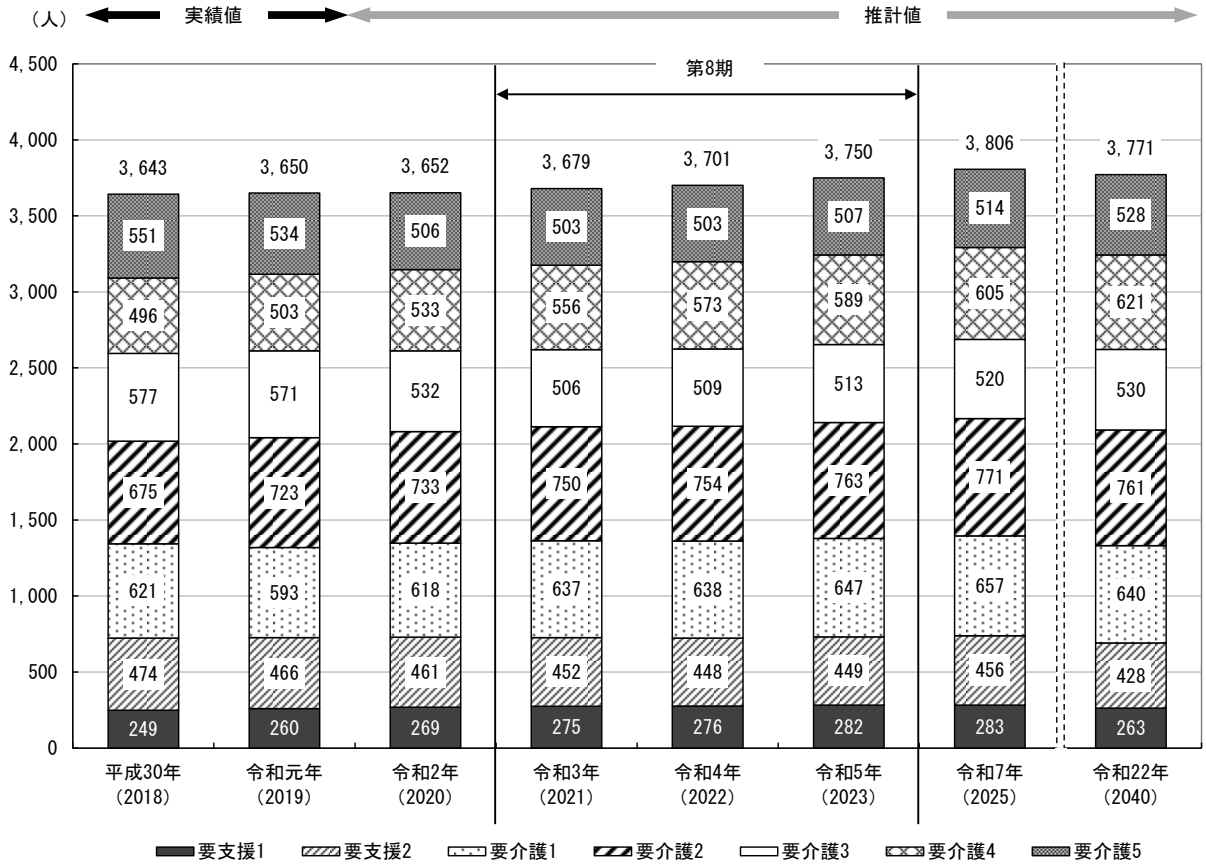

（単位：人）

区　　分	平成 30 年（2018）	令和元年（2019）	令和 2 年（2020）	令和 3 年（2021）	令和 4 年（2022）	令和 5 年（2023）	令和 7 年（2025）	令和 22 年（2040）
要介護認定者数	3,643	3,650	3,652	3,679	3,701	3,750	3,806	3,771
要支援 1	249	260	269	275	276	282	283	263
要支援 2	474	466	461	452	448	449	456	428
要介護 1	621	593	618	637	638	647	657	640
要介護 2	675	723	733	750	754	763	771	761
要介護 3	577	571	532	506	509	513	520	530
要介護 4	496	503	533	556	573	589	605	621
要介護 5	551	534	506	503	503	507	514	528

資料：厚生労働省 見える化システムによる推計

第２節　第８期介護保険サービスの見込み

１　介護サービス量の推計にあたって

（１）事業量及び給付費の推計の考え方

○ 推計にあたっては、平成30年度（2018年度）～令和元年度（2019年度）の実績を基礎データとし、厚生労働省の見える化システムにて事業量及び給付費の見込みを算出しています。

○ 第 8 期の介護保険制度の見直しでは、計画期間（令和 3 年度（2021 年度）～令和 5 年度（2023 年度））の各種サービス事業量や給付費を推計しました。

（２）サービスの利用見込み（給付費・事業量）

前項の考え方に基づいて推計した本市における計画期間（令和 3 年度（2021 年度）～令和５年度（2023年度））の介護サービス給付費の見込みは、３年間で約 172 億 840 万円となっています。

なお、推計では令和 22 年度（2040 年度）まで給付費は増加すると見込まれており、計画最終年の令和５年度（2023年度）には給付費が約58億円に達する見込みです。

図表４　給付費の見込み（推計値）

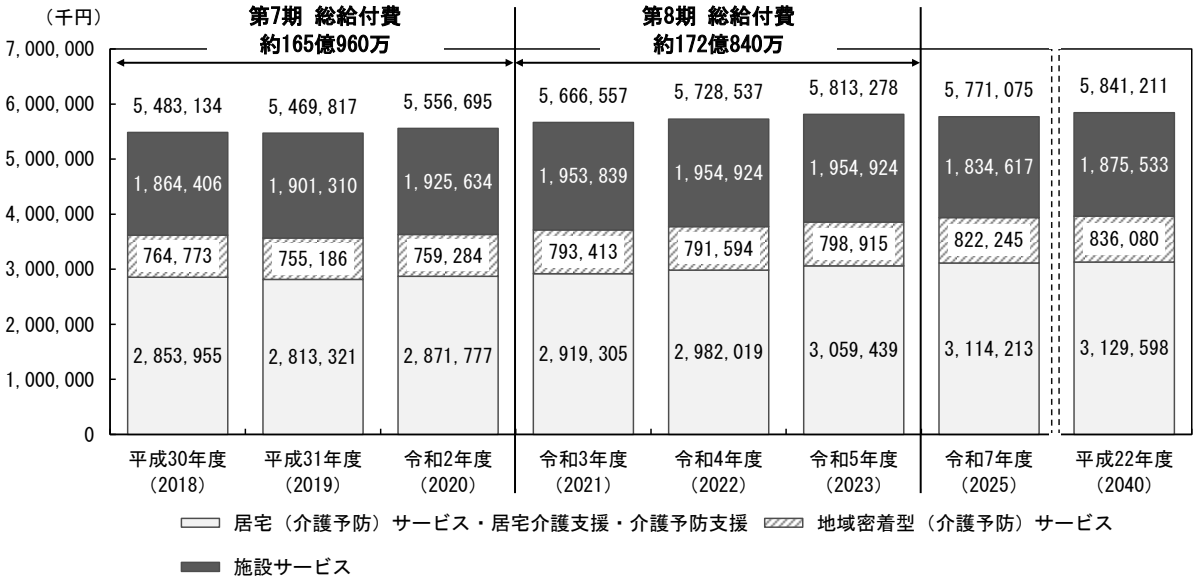

資料：厚生労働省 見える化システム

各サービス量に関しては、次のとおりです。

図表５　事業量の見込み（推計値）

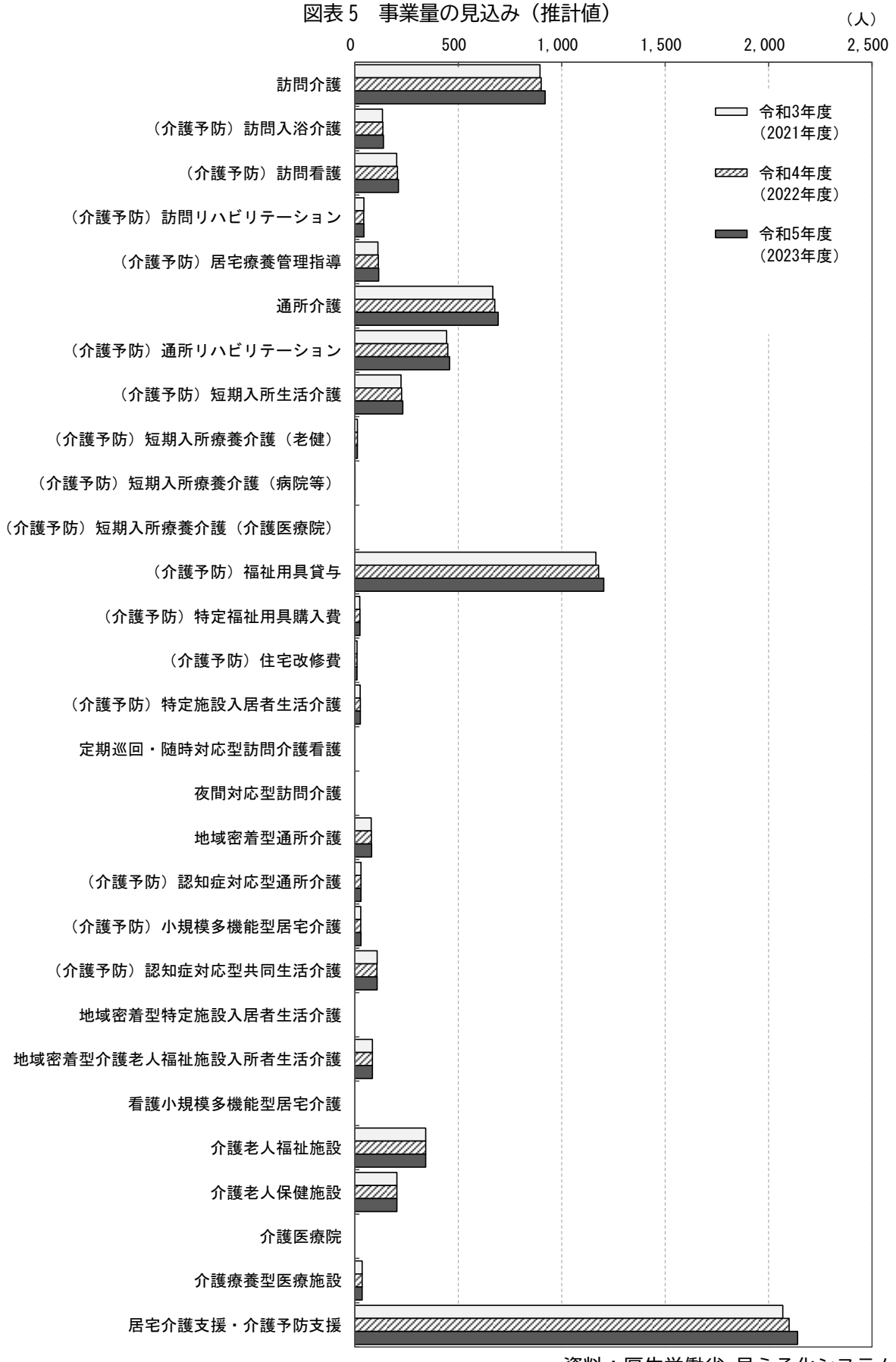

資料：厚生労働省 見える化システム

2　介護サービス量の見込み

（1）介護給付に係るサービス量

図表 6　介護給付に係るサービス量

（単位：回・人・日/1 か月あたり）

		令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022 年度）	令和 5 年度（2023 年度）
◎居宅サービス				
訪問介護	回数	27,246.9	28,202.2	29,234.0
	（人数）	895	901	920
訪問入浴介護	回数	738.6	753.3	778.1
	（人数）	134	136	139
訪問看護	回数	1,181.2	1,233.6	1,259.6
	（人数）	188	192	195
訪問リハビリテーション	回数	396.4	396.7	410.5
	（人数）	39	39	40
居宅療養管理指導	人数	110	112	114
通所介護	回数	4,436.9	4,380.9	4,476.5
	（人数）	667	677	693
通所リハビリテーション	回数	1,987.2	2,005.0	2,024.2
	（人数）	308	315	322
短期入所生活介護	日数	3,862.8	4,001.8	4,103.6
	（人数）	223	226	231
短期入所療養介護（老健）	日数	168.6	168.6	168.1
	（人数）	13	13	13
短期入所療養介護（病院等）	日数	8.4	8.7	8.7
	（人数）	1	1	1
短期入所療養介護（介護医療院）	日数	0.0	0.0	0.0
	（人数）	0	0	0
福祉用具貸与	人数	1,030	1,041	1,065
特定福祉用具販売	人数	20	21	21
住宅改修	人数	9	9	9
特定施設入居者生活介護	人数	26	27	27
◎地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	0	0	0
夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0
地域密着型通所介護	回数	556.0	556.9	563.8
	（人数）	80	81	82
認知症対応型通所介護	回数	262.7	266.5	267.9
	（人数）	30	30	30
小規模多機能型居宅介護	人数	26	26	27
認知症対応型共同生活介護	人数	108	107	108
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	85	85	85
看護小規模多機能型居宅介護	人数	0	0	0

資料：厚生労働省 見える化システム

		令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022 年度）	令和 5 年度（2023 年度）
◎介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	人数	343	343	343
介護老人保健施設	人数	204	204	204
介護医療院	人数	0	0	0
介護療養型医療施設	人数	36	36	36
◎居宅介護支援	人数	1,804	1,829	1,867

資料：厚生労働省 見える化システム

（２）介護予防給付に係るサービス量

図表 7　介護予防給付に係るサービス量

（単位：回・人・日/1 か月あたり）

		令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022 年度）	令和 5 年度（2023 年度）
◎介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	回数	0.0	0.0	0.0
	（人数）	0	0	0
介護予防訪問看護	回数	96.3	96.3	105.8
	（人数）	15	15	16
介護予防訪問リハビリテーション	回数	42.0	34.0	34.8
	（人数）	5	4	4
介護予防居宅療養管理指導	人数	2	2	2
介護予防通所リハビリテーション	人数	136	135	136
介護予防短期入所生活介護	日数	6.1	6.1	6.1
	（人数）	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（老健）	日数	0.0	0.0	0.0
	（人数）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	日数	0.0	0.0	0.0
	（人数）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	日数	0.0	0.0	0.0
	（人数）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人数	135	138	139
特定介護予防福祉用具購入費	人数	4	4	4
介護予防住宅改修	人数	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	人数	0	0	0
◎地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	回数	0.0	0.0	0.0
	（人数）	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数	3	3	3
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数	0	0	0
◎介護予防支援	人数	265	270	273

資料：厚生労働省 見える化システム

第３節　基本理念・基本目標

１　基本理念

基 本 理 念

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり

本市では、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう、高齢者に係る福祉施策を展開し取組を進めてきました。

今後、高齢化や核家族化の進行など地域環境の変化が続くことが予想される中、これまで取り組んできた、介護・医療の関係機関による専門的な支援や、地域の多様な主体が有機的に連携した「介護」「医療」「予防」「健康づくり」「生活支援サービス」「生きがいづくり」などが切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組など、地域で高齢者を支える仕組みづくりを継続して行う必要があります。

本市の最上位計画である「むつ市総合経営計画」においても、市民一人ひとりが、夢や生きがいを持ち自立した社会を構築し、いつまでも住み続けたいと思える地域を目指しており、そのための高齢者福祉施策の目指す姿を「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり」としています。また、高齢者福祉施策の※KPIとして、要介護認定率が県平均値を下回ることを目標に掲げ、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発や住民主体の介護予防活動の支援に努めてきました。

本計画においても、高齢者福祉施策の目指す姿である『高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり』を基本理念として掲げ、引き続き介護予防に資する取組に努めるとともに、「自助・互助・共助・公助」のバランスのとれた施策を展開します。

※ KPI：
組織や事業、業務の目標の達成度合いを計る定量的な指標。

２　基本目標

計画の理念を具体化していくための取組ごとに、次のような基本目標を設定します。

基本目標１：地域包括ケアシステムの構築（地域包括ケアシステムの深化・推進）

後期高齢者の増加による医療・介護需要の増大や、一人暮らし高齢者の増加等により地域の支え合いの必要性が高まる中で、国は、団塊の世代の高齢者が75歳以上となる令和7年（2025年）に向けて、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的に提供して、高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する地域包括ケアシステムの深化・推進を目指しています。

そこで、本市の地域特性に即した地域包括ケアシステムを実現するために、第7期計画に引き続き、地域包括支援センターを地域包括ケアシステムの中核として位置づけ、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指して、機能強化に取り組みます。

さらに、高齢期の地域生活課題の把握・解決に向けて、地域資源開発等に取り組み、住民同士の支え合いや関係機関等の連携による介護保険サービスや医療、生活支援に切れ目のない体制を構築します。

［ 主要施策 ］

１-１　地域包括ケアシステムの構築（重点施策）
１-２　地域包括支援センターの機能強化

基本目標２：介護予防・生活支援サービスの充実（高齢者の自立と適正な支援・サービスの提供）

高齢者が在宅での生活を継続していくためには、介護保険サービスのほか、地域の力によるさまざまな支援が必要とされています。

そのため、生活支援コーディネーター等と連携を図りながら、新たな支援ニーズを掘り起こすとともに、高齢者一人ひとりが自分でできることを大切にしながら暮らし続けることができるよう、多様な主体が連携・協力し、必要とされる介護予防サービスや生活支援サービスを調整・提供します。

また、介護者が不安を感じることなく、介護や自身の生活を継続できるよう、情報周知に努めるとともに必要な支援につなげます。

［ 主要施策 ］

２-１　介護予防・日常生活支援総合事業の推進（重点施策）
２-２　生活支援・介護者支援の充実

基本目標３：認知症対策と尊厳のある暮らしの形成
（認知症高齢者への支援と権利を守る取り組み）

認知症の発症を遅らせ、認知症になったとしても住み慣れた地域や家庭で、自分らしさを保ちながら、家族とともに希望を持って安心して日常生活を続けるために、認知症予防の取組とあわせて、地域全体が認知症について正しく理解し、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、「共生」と「予防」を車の両輪のように施策を推進します。

また、高齢者が自身の尊厳を失うことなく、地域で自分らしい暮らし方を選択できるよう、一人ひとりの権利を擁護し、虐待防止施策を継続して推進します。

［ 主要施策 ］

３-１　認知症高齢者支援対策の充実（重点施策）
３-２　高齢者の虐待防止
３-３　成年後見制度の利用促進

基本目標４：地域の安全安心と福祉のまちづくりの推進
（地域で支え合う仕組み・環境の整備）

一人暮らし高齢者世帯、高齢者のみの世帯の増加といった世帯構造の変化や近隣関係の希薄化などを背景に、いざというときにも高齢者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、日頃から地域で支え合う仕組みを整備し、安全安心な地域づくりに取り組みます。

また、住み慣れた地域で安心して暮らすために、住まいや生活環境、外出支援等、地域居住のための支援を行い、福祉のまちづくりを推進します。

［ 主要施策 ］

４-１　安全安心な地域づくりの推進（重点施策）
４-２　人にやさしい福祉のまちづくりの推進

基本目標５：生きがいづくりの推進
（高齢期を健やかにいきいきと暮らす機会づくり）

高齢者が住み慣れた地域で健やかにいきいきと暮らせるよう、日々の健康づくりや介護予防に向けた取組を推進します。

また、生涯を通じて生きがいを持って日常を過ごせるよう、高齢者の積極的な社会参加・生きがい対策の推進に努めます。

［ 主要施策 ］

５-１　生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸
５-２　積極的な社会参加・生きがい対策の推進（重点施策）

３　今後、一層の取組が期待される施策

今後、一層の取組が求められる重点施策を整理します。

重点１　地域包括ケアシステムの深化・推進

本計画においても住まいを拠点に介護・医療・予防・生活支援が切れ目なく提供できるよう「地域包括ケアシステム」の段階的な整備を図っていくことが求められています。

第７期計画においては、地域ネットワークが効果的に機能するため、地域ケア会議等の機会を通じて顔の見える関係づくりに努め、地域課題の把握や在宅医療と介護の連携、地域の支え合いの構築に取り組みました。

本計画では、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、地域包括支援センターを中核とし、医療や介護事業者等多職種の連携強化等による横断的・重層的な地域ネットワークの構築に努め、課題把握・整理や地域資源開発等に取り組み、必要な支援につなげることを目指します。

図表８　地域包括ケアシステムの構築イメージ

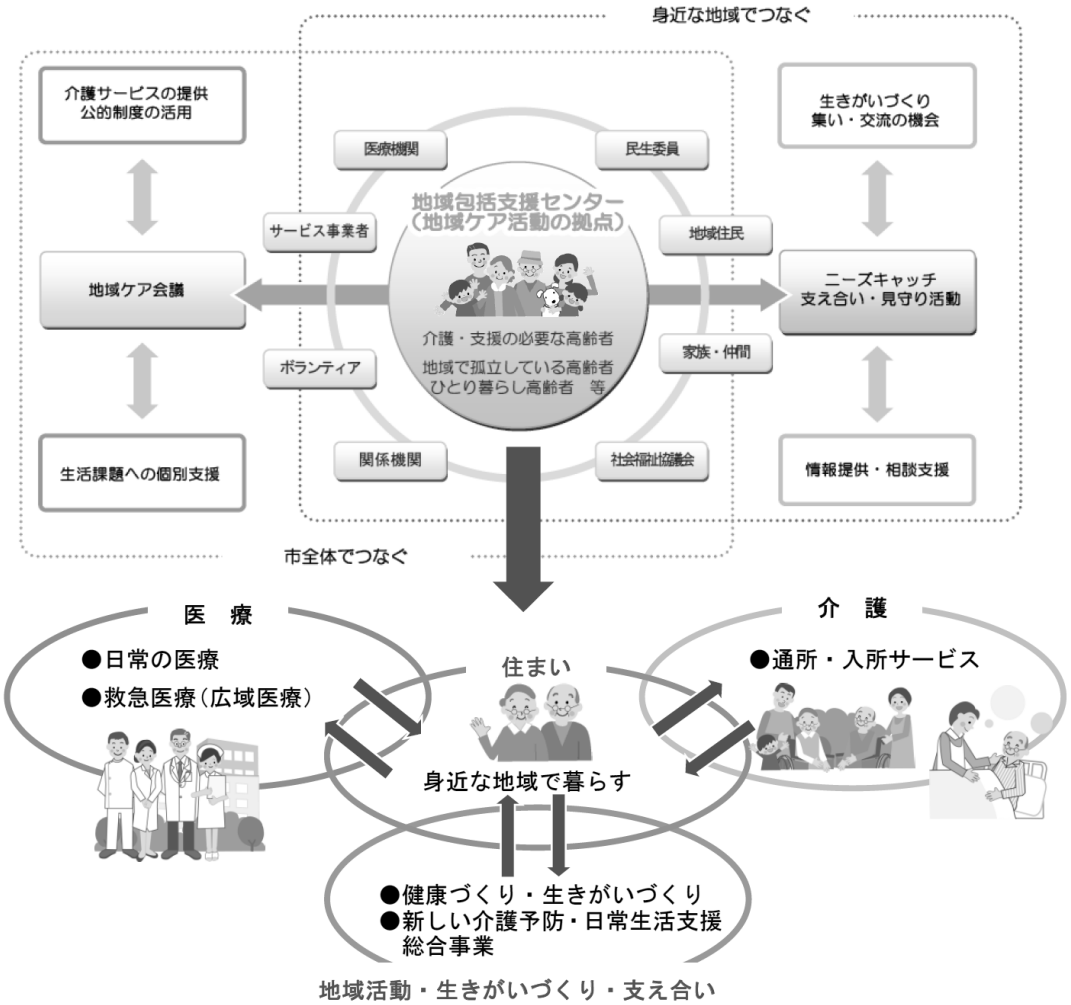

重点２　介護予防・日常生活支援総合事業のさらなる充実

平成 29 年度（2017 年度）より、これまでの全国一律の介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）及び介護予防通所介護（デイサービス）が、介護予防・日常生活支援総合事業として実施されており、第 7 期計画においては、介護予防の普及啓発、事業の充実に向けて取組を進めてきました。

今後も介護予防の普及啓発については、引き続き情報提供に努めるとともに、市民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実に向けて、地域特性にあったサービスの提供体制づくりに取り組みます。

重点３　認知症対策のさらなる推進

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者はますます増加することが予想されており、本市において、認知症対策は引き続き重要な取組です。

認知症予防に向けた取組を継続するとともに、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、権利擁護などの制度の周知や認知症サポーターによる地域の理解促進のほか、認知症ケアパスに基づく、早期対応に向けた連携体制の構築・強化に取り組みます。

重点４　高齢者の暮らしやすい地域づくり

安全安心な地域づくりによる地域共生社会の実現に向けて、地域で高齢者を見守る活動を継続するとともに、日常生活での支援を通じて災害時の避難支援対策や福祉避難所の体制整備等、いざというときも地域で安心して生活できるよう基盤づくりを推進します。

重点５　生涯現役に向けた生きがい、社会参加の推進

高齢となっても健康で経験や知識、趣味、特技等を活かして、地域や社会とつながりを持ちながら、生きがいや活力ある生活を送ることができるよう、地域活動や就労、生涯学習等の施策を推進し、高齢者の生涯現役に向けた社会参加を支援します。

第４節　施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

図表９　施策体系

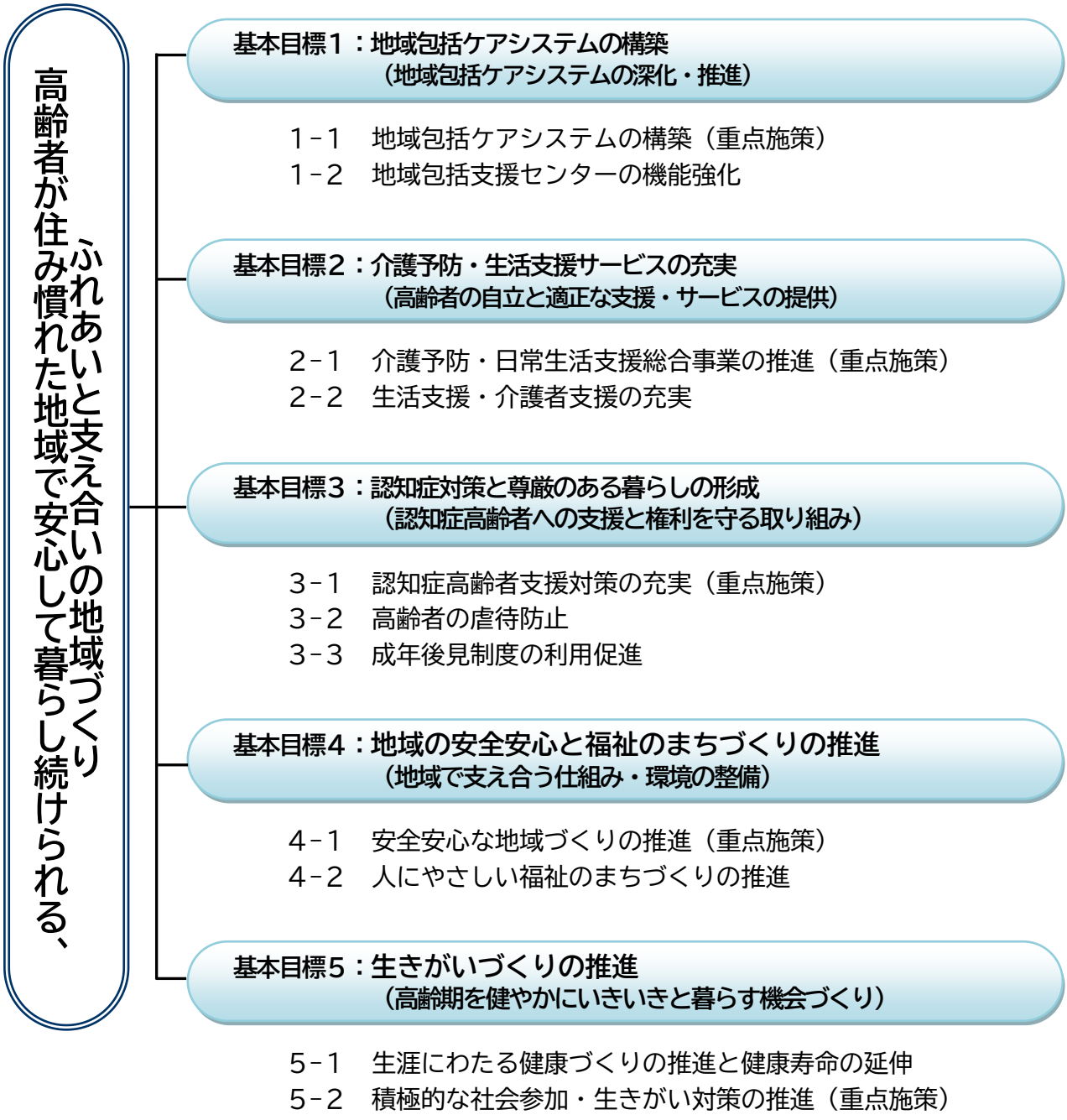

第５節　日常生活圏域の設定

介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、日常生活圏域ごとに、さまざまな介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。

本市では、市内を田名部地区、大湊地区、川内地区、大畑地区、脇野沢地区の ５ 圏域に区分し、日常生活圏域とし、地域特性や実情を把握しながら、高齢者福祉施策及び介護保険事業に取り組みます。

１　日常生活圏域別の状況

（１）人口・世帯数等

各地区の人口、世帯数、施設の設置状況は以下のとおりです。本市の高齢者のおよそ ５ 割が田名部地区で生活しています。

図表 10　日常生活圏域別の状況

			田名部	大　湊	川　内	大　畑	脇野沢
総	人　　口		32,554 人	12,701 人	3,738 人	6,548 人	1,437 人
	第 2 号被保険者（40～64 歳）		10,387 人	3,896 人	1,157 人	2,010 人	453 人
	第 1 号被保険者（65 歳以上）		9,309 人	3,935 人	1,713 人	2,841 人	757 人
	前期高齢者（65～74 歳）		4,923 人	2,052 人	741 人	1,381 人	368 人
	後期高齢者（75 歳以上）		4,386 人	1,883 人	972 人	1,460 人	389 人
総	世　帯　数		15,985 世帯	7,026 世帯	1,952 世帯	3,298 世帯	761 世帯
	高齢者世帯数		6,948 世帯	2,844 世帯	1,261 世帯	2,065 世帯	546 世帯
	高齢者独居世帯		3,194 世帯	1,243 世帯	590 世帯	888 世帯	219 世帯
	高齢者夫婦世帯		1,650 世帯	840 世帯	292 世帯	501 世帯	135 世帯
	その他高齢者のいる世帯		2,104 世帯	761 世帯	379 世帯	676 世帯	192 世帯
施設	特別養護老人ホーム	設置数	5 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		定　員	219 人	29 人	86 人	52 人	30 人
	介護老人保健施設	設置数	2 か所	0 か所	0 か所	1 か所	0 か所
		定　員	180 人	0 人	0 人	29 人	0 人
	介護療養型医療施設	設置数	0 か所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		定　員	0 人	40 人	0 人	0 人	0 人
	ケアハウス	設置数	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		定　員	20 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	住宅型有料老人ホーム	設置数	8 か所	1 か所	0 か所	1 か所	0 か所
		定　員	184 人	120 人	0 人	46 人	0 人
	グループホーム	設置数	4 か所	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所
		定　員	54 人	18 人	18 人	9 人	0 人
	サービス付き高齢者住宅	設置数	4 か所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所
		戸　数	87 戸	14 戸	0 戸	0 戸	0 戸

資料：むつ市　高齢者福祉課（令和元年（2019）10 月 1 日現在）

（２）高齢者全体における要介護度別の出現状況

市全体を“１”として高齢者全体における要介護度別の出現状況を地区別で比較すると、脇野沢地区では要支援１が“2.19”と市全体の２倍以上高くなっています。

図表 11　地区ごとの状況

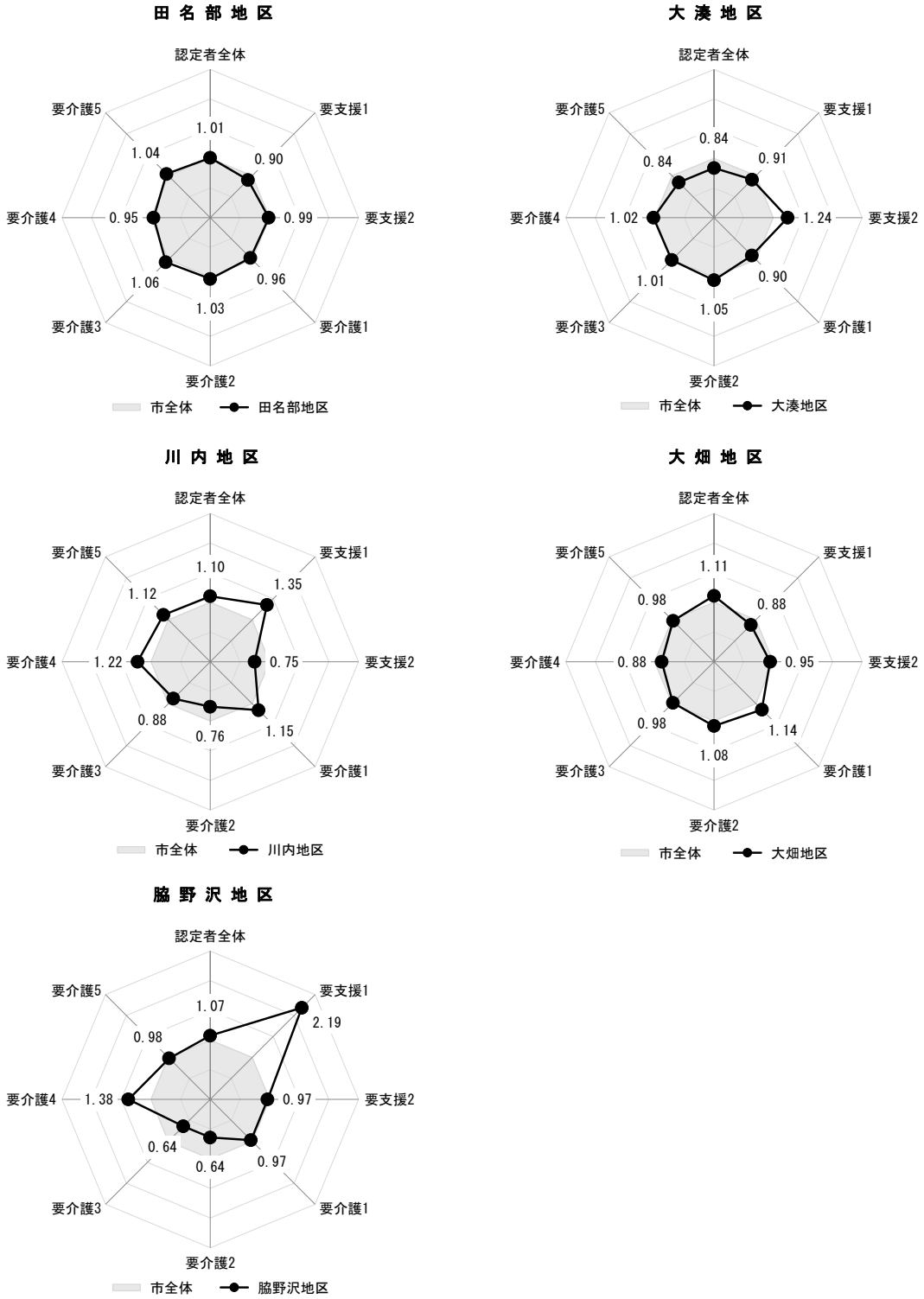

資料：むつ市　高齢者福祉課（令和元年（2019）10 月 1 日現在）

第４章　施策の展開

第４章　施策の展開

基本目標１　地域包括ケアシステムの構築

１-１　地域包括ケアシステムの構築（重点施策）

１．基本方針

「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、高齢者が尊厳を保持し、自立した生活ができるよう支援を受けながら、要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域での暮らしを継続できる仕組みづくりとして、「予防・介護・医療・生活支援・住まい」を一体的、継続的に提供し、地域包括支援センター機能を強化することにより、サービス利用者の自立支援や生活の質の向上、事業者間の連携強化や介護の質の向上等を図ります。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

1-1-1：地域ネットワークの構築　【 継続実施 】

[事業の実施概要]

○ 地域ケア会議、在宅医療・介護連携推進協議会、高齢者・障害者虐待防止連携推進協議会を通じて地域における保健・福祉・医療の関係者・関係機関のネットワークの構築を推進しています。

○ 地域ネットワークが効果的に機能するため、地域包括支援センター、保健・福祉・医療の関係機関、地域の関係者・関係機関との「顔の見える関係づくり」に努め、さまざまな社会資源が有機的に連携できる環境整備を行っています。

[今後の取組]

○ 引き続き地域包括支援センターを中核とし、関係機関との連携による横断的・重層的な地域ネットワークの構築に努めます。

○ 制度によるサービスだけでは対応が困難な支援については、地域包括支援センターの各専門職やボランティア団体、関係機関等と連携を図り、地域課題を整理し、解決に結びつく仕組みを検討し指導・助言等を行います。

○ 地域の保健・医療・福祉の既存の組織や団体をより有機的につなげ、一層の充実と地域のニーズにあった支援を可能にするために、サービス事業者、医療関係者、民生委員・児童委員、ボランティア等のネットワークと連携を強化します。

図表１　地域包括支援ネットワークのイメージ

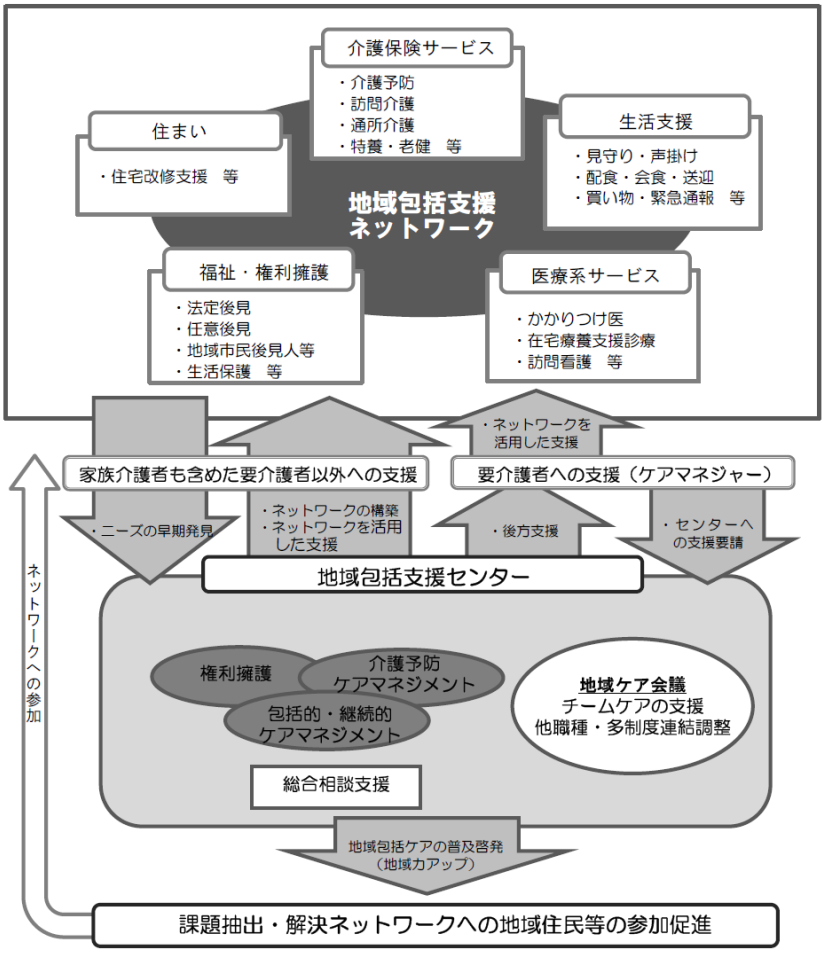

資料：厚生労働省資料をもとに作成

（ 実施事業 ）

1-1-2：在宅医療と介護連携　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、むつ総合病院内にむつ市在宅医療介護連携支援センターを設置し、さまざまな局面で医療と介護の連携を図ることのできる体制を構築しています。

○ 可能な限り、住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう、地域ケア会議、むつ・下北地域看護と介護の連携づくり委員会、在宅医療・介護連携推進協議会等の会議を実施し、在宅医療と介護を一体的に提供できるように、医療機関と介護事業所等の関係者の連携の推進に取り組んでいます。

［ 今後の取組 ］

①　在宅医療・介護連携の充実に向けた検討

・介護と医療の連携に関する状況及び連携の方法について定期的に検討を行い、さまざまな関係機関との連携を円滑に行うための方法等を協議します。

②　医療計画・地域医療構想との連携

・在宅医療・介護連携のこれまでの取組をさらに進めるとともに、青森県地域医療構想と整合性を図りながら、必要なサービスの確保に努めます。

1-1-3：在宅医療サービスの普及啓発　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ むつ・下北地域橋渡し研修会、在宅医療における体験型合同研修会等を毎年開催して在宅医療の機能や役割に関する普及啓発に取り組んでいます。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、むつ・下北地域看護と介護の連携づくり委員会と共催して、研修会の開催を行います。

1-1-4：在宅医療・介護関係者に関する情報共有・相談支援　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 医療機関、介護事業所、障がい事業所等の社会資源情報をリスト化した「下北圏域における社会資源情報」WEB サイトを作成し情報共有を図っています。

○ むつ市在宅医療介護連携支援センターを設置し、研修会の開催や在宅医療と介護の連携に関する相談支援を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き「下北圏域における社会資源情報」WEB サイトを活用して社会資源情報の更新・管理を行います。

○ むつ市在宅医療介護連携支援センターにおいて、引き続き研修会の開催や在宅医療と介護の連携に関する相談支援を行います。

１-２　地域包括支援センターの機能強化

１．基本方針

地域包括支援センターは、地域における総合的な相談窓口として、専門性を活かし、多様な主体と協働しながら、高齢者の総合相談支援、権利擁護業務、介護予防ケアマネジメント業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等に取り組んでおり、身近な総合相談機関として地域に浸透しています。

今後も、地域包括ケアシステムを効果的に機能させるため、それぞれの専門職が知識や技能を互いに活かしながら、地域の拠点として機能の強化を図り、地域ケア会議等で検討した地域課題を共有、整理し、地域包括支援センターの運営におけるサービスの質の向上を目指します。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

1-2-1：地域包括支援センターの運営及びセンターの機能強化　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 地域包括支援センターは、直営型地域包括支援センターを１か所、委託型地域包括支援センターを２か所設置しています。地域包括ケアシステム構築に向けた取組を推進するため直営型地域包括支援センターを基幹的な機能を持つセンターと位置づけ、委託型地域包括支援センターの後方支援、指導・助言を行うとともに、センター業務と市の高齢者施策や関連施策との連携を図るなど、機能強化に取り組んでいます。

○ 地域包括支援センター運営協議会の意見やセンターの評価を行い、公平性・中立性の確保に努めながら地域包括支援センターを運営しています。

［ 今後の取組 ］

○ 地域包括ケアシステムの中核機関としての地域包括支援センターの役割が重要となります。センターについては、今後の高齢化の進展等に伴って増加するニーズに適切に対応するため、職員配置も含め、必要な体制を検討し、その確保に取り組んでいきます。

○ 配置職員の質の向上につながる取り組みやセンターの評価を行う等、センター機能の強化及び運営に努めます。

1-2-2：情報提供・相談体制の充実　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 介護保険制度、関係機関、地域ケアネットワーク等を活用し、高齢者のさまざまな相談に対して、適切なサービスや関係機関、制度の利用につなぐ支援を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 高齢者やその家族からの多様化・複雑化する相談に応じられるよう、引き続き総合的な相談支援体制の充実・強化に努めます。

（ 実施事業 ）

1-2-3：介護予防ケアマネジメント　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 総合事業対象者及び要支援 1・2 の認定者の重度化防止に向けて、その心身の状況や環境に応じた介護予防事業やその他の事業、介護保険サービス等が効果的かつ効率的に提供されるよう、地域包括支援センターにおいて個別のアセスメントに基づき、自立支援に向けた適切なマネジメントを行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、地域包括支援センターを中心に、自立支援に資する介護予防ケアマネジメントの取組を推進します。

○ 居宅介護支援事業所が作成する介護予防ケアプランについては、地域包括支援センターがケアプランのチェックを行うことで、給付の適正化を推進するとともに、サービス利用者の自立支援を促すケアプランづくりを目指します。

1-2-4：包括的支援事業（包括的・継続的ケアマネジメント支援）　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 地域包括ケアシステムの充実を図り、初期段階での相談対応、継続的・専門的な相談支援、その実施に必要となるネットワークの構築を図るとともに、地域の高齢者の実態把握を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、多職種や関係機関とのネットワーク構築を図るとともに、介護支援専門員を支援しケアマネジメント力を高める取組に努めます。

1-2-5：地域ケア会議の開催と推進　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 継続的に個別ケースの検討を行う地域ケア会議を開催し、地域包括支援センター職員や介護支援専門員のケアマネジメントの質の向上につなげています。

○ 地域ケア会議に多職種の人が参加することで、関係者間のネットワークの構築につながっています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、地域ケア会議の開催により、多くのケアマネジャーの課題解決能力の向上につなげます。

○ 多職種の参加を継続的に促し、関係者間のネットワークの強化を図ります。

基本目標２　介護予防・生活支援サービスの充実

２-１　介護予防・日常生活支援総合事業の推進（重点施策）

１．基本方針

介護予防への取組は、“介護予防”が現在の健康状態を維持し、できるだけ“介護が必要な状態に陥らない”ための取組であること（健康なうちから取り組む必要のあること）について、理解を深め、“健康が気になる高齢者”を“介護予防”へ結びつけるよう、一体的な事業として展開します。

また、平成 29 年度（2017 年度）より実施している介護予防・日常生活支援総合事業について、利用促進につながるよう、引き続き情報提供に努めるとともに、地域の特性にあったサービスの提供体制づくりに取り組み、住民等の多様な主体が参画する多様なサービスの充実に向けて支援します。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

2-1-1：介護予防普及啓発事業　【 継続実施 】

[事業の実施概要]

○ 介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するとともに、運動教室、介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催し、介護予防に取り組む気運を高めています。

[今後の取組]

○ 引き続き運動教室、介護予防セミナー、介護予防講演会等を開催し、介護予防の知識や情報の普及啓発を行い、気づきや介護予防への意欲向上を促すとともに実践につながるよう支援します。

○ 住民主体の通いの場においても専門職の関与を得ながら、介護予防に役立つ知識の普及啓発に努めます。

2-1-2：地域介護予防活動支援事業【継続実施】

[事業の実施概要]

○ 介護予防活動の地域展開を目指し、ボランティア団体や社会福祉協議会が行う地域サロン・介護予防運動を支援しています。

○ 地域の実情に応じて、町内会、老人クラブ等が主体的に行う介護予防運動（いきいき百歳体操）を支援しています。

[今後の取組]

○ 町内会、老人クラブ等住民が主体的に行う介護予防活動の場は高齢者同士の交流の機会でもあることから、地域包括支援センターと連携しながらその活動支援をするとともに、新たに取り組む団体を支援します。

○ 町内会、老人クラブ等が主体的に行う介護予防運動の場において、運動、栄養、口腔等のフレイル予防の啓発を行います。

[実施状況・本計画の目標]（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			計画目標値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
地域サロン・介護予防運動　（か所）	15	16	14	16	18	20
介護予防運動（百歳体操）　（か所）	8	9	10	11	12	13

2-1-3：介護予防・日常生活支援総合事業の推進　【 継続実施 】

[事業の実施概要]

○ 従来の訪問介護、通所介護と同様のサービスや生活機能向上のための訓練を提供し、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援しています。

○ 出前講座を開催し、総合事業の普及に努めています。

[今後の取組]

○ 支援者である事業者や市民への周知を図るとともに、地域資源に関する情報提供を行います。

2-2　生活支援・介護者支援の充実

１．基本方針

一人暮らし高齢者や介護･支援を必要とする高齢者などが、できる限り住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを送れるよう、生活支援コーディネーターを配置し、支援ニーズの把握とともに、地域資源を活用し、支援を必要とする高齢者の外出支援や健康保持、孤立感の解消、地域交流等の視点から多様な在宅サービスを提供し、介護保険事業以外にも日常生活の支援の開発に努めます。

また、安心して在宅介護を継続できるよう家族等に支援を行い、家族介護者に係る介護負担の軽減を図ります。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

2-2-1：生活支援コーディネーターの配置、活動支援　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 第 １ 層(市全域)、第 ２ 層(日常生活圏域)に生活支援コーディネーターを配置し、関係機関とのネットワークの構築、地域ニーズ及び地域資源の把握、協議体の開催を行っています。

○ 第２層協議体では地域ニーズ及び地域資源を把握し、地域の実情に応じた形でできる支援の検討を行い、地域の支え合い体制づくりを推進します。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き協議体を開催し、関係機関とのネットワークの構築、地域ニーズ及び地域資源を把握する等、定期的な情報共有及び連携強化に努めます。

○ 生活支援コーディネーター及び協議体の活動を通じ、地域の高齢者支援のニーズと地域資源の状況を把握していくことと連携しながら、高齢者の日常生活上のニーズと地域資源のマッチングにつながるよう支援します。

2-2-2：家族介護教室　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 高齢者を介護している家族や近隣の援助者等に対して、介護方法、介護予防、認知症高齢者への対応及び介護者の健康づくり等についての知識･技術取得のための教室を各地区で開催しています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、家族のための介護知識や技術の向上、家族介護者同士の交流や情報交換の場となるよう、各地区で介護の知識や技術の普及を推進します。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			計画目標値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
参 加 者 数　（人）	436	373	120	400	400	400
開 催 回 数　（回）	36	36	20	40	40	40

2-2-3：介護用品支給事業　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 市民税非課税世帯に属する重度（要介護 4・5）の在宅高齢者を介護している家族等に対し、紙おむつ等の介護用品を支給することにより、家族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、在宅要介護高齢者の保健衛生の向上を図ることを目的としています。

［ 今後の取組 ］

○ 本事業は、現在非課税世帯を対象に支給を行っていますが、公平なサービス提供につながるよう、継続して事業を実施します。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			見込値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
支 給 件 数　（件）	677	556	540	600	600	600
利 用 実 人 数　（人）	79	70	62	70	70	70

2-2-4：家族介護慰労事業　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 市民税非課税世帯に属する重度（要介護 4・5）の在宅高齢者で、過去 1 年間介護保険のサービスを利用していない高齢者を介護している家族等に対し、家族介護慰労金を給付しています。

［ 今後の取組 ］

○ 家族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続・向上を図れるよう、継続して実施します。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			見込値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
受 給 者 数　（人）	4	3	2	3	3	3

2-2-5：食の自立支援サービス　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 病気や障がい等の理由により、調理が困難な 65 歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみ世帯で、調査の結果、配食サービスを提供することにより、食生活の自立を支援することを目的としています。

また、配食サービスの提供時に事業者が高齢者等の安否の確認を行うため、見守り支援にもなっています。

［ 今後の取組 ］

○ 重層的な見守り体制の一つとなっていることから、継続して実施するほか、地域で自立した生活を支援するため、地域資源の活用及び支援体制整備に努めます。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			見込値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
利 用 実 人 数　（人）	140	107	82	110	110	110
利用述べ件数　（件）	8,034	6,520	6,192	7,000	7,000	7,000

基本目標３　認知症対策と尊厳のある暮らしの形成

３-１　認知症高齢者支援対策の充実（重点施策）

１．基本方針

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに向けて、認知症高齢者や介護する家族の視点を重視しながら、市民が安心して日常生活を過ごすことができるよう、認知症高齢者についての正しい知識や理解を深めるとともに、引き続き認知症の知識を有した「認知症サポーター」の養成に努めるなど、地域の支援体制を整備します。

また、認知症ケアパスの作成・普及、認知症初期集中支援チームによる早期対応、認知症の疑いがある高齢者を抱える家族を対象とした相談の充実に取り組みます。

そのほか、権利擁護事業の普及、推進に努めます。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

3-1-1：認知症高齢者の早期対応と相談体制の充実　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 地域包括支援センターと関係機関、関係団体の連携を密に行い、認知症の疑いがある高齢者の早期発見に努め、家族等へのアドバイスを含め相談や対応方に努めています。

また、認知症予防に関する相談の充実を図っています。

○ 市内３か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援、認知症の方やその家族を支援する相談業務等を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、市内の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し関係機関、関係団体の連携づくりを行うとともに認知症の方や家族等への相談対応を行っていきます。

3-1-2：認知症に対する理解の促進　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 地域包括支援センター及びキャラバンメイトと連携しながら認知症サポーター養成講座を開催して、認知症の理解の促進を図りました。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、認知症サポーター養成講座を開催し、市民の認知症に対する理解を深めていくとともに、認知症高齢者やその家族を地域で支える体制の整備に努めます。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和２年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			計画目標値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
認知症サポーター養成（単年毎）（人）	704	583	300	300	400	400
認知症サポーター養成（累計）（人）	4,003	4,586	4,886	5,186	5,586	5,986

3-1-3：認知症ケアパスの作成・周知　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 毎年、認知症地域支援推進員と認知症ケアパスの見直しを行い、認知症高齢者とその家族ができる限り住み慣れた自宅で生活を続けることができるよう情報提供に努めています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、認知症ケアパスの見直しを行い、地域の認知症高齢者がどのような支援を受けられるのかを明確に周知するとともに、かかりつけ医・専門医療機関の役割の明確化、早期発見・早期対応に向けた連携体制を構築します。

3-1-4：認知症カフェの支援　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 認知症の本人及び家族が、地域の身近な場所で、医療・保健・福祉の専門職に相談しながら、地域住民と交流ができる場として認知症カフェを実施しています。

○ 平成 29 年度（2017 年度）の１か所から増設し、令和２年度（2020 年度）時点で、地域包括支援センターの担当圏域に２か所ずつの（計４か所）設置しています。

［ 今後の取組 ］

○ 認知症の方の家族が交流できる場として、情報を広く発信するとともに、認知症カフェの継続的な運営に向けて、地域の人材育成に努めます。

3-1-5：認知症初期集中支援チームによる早期対応　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、認知症サポート医を中心に認知症初期集中支援チームを設置して、認知症の疑いのある方への早期対応を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 継続して初期集中支援事業を行い、認知症の方やその家族の早期対応に努めます。

3-1-6：徘徊高齢者への対応　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 行方不明になる危険のある認知症高齢者を早期に発見できるよう認知症 SOS ネットワーク事業を実施し、行方不明が発生したときに市内関係機関と情報共有を図ることができる仕組みを構築しています。

［ 今後の取組 ］

○ 認知症による徘徊高齢者を地域の中で早期に発見できるよう、今後も認知症 SOS ネットワーク事業を実施し、高齢者自身の安全と家族への支援を行います。

３-２　高齢者の虐待防止

１．基本方針

高齢者やその家族、サービス提供事業者等の高齢者虐待に対する問題意識を高めるとともに、関係機関との連携を含めた支援体制を構築し、地域全体で高齢者の人権を守る、高齢者虐待防止対策を推進します。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

3-2-1：高齢者等の虐待防止と早期発見・早期対応のための体制の充実　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 虐待防止ネットワークづくりとして、保健関係者、医療関係者、高齢者・障がい者福祉関係者、司法関係者、労働関係者、民生委員、当事者団体から組織される高齢者・障害者虐待防止等連携協議会が設置されており、高齢者及び障がい者虐待の防止、虐待を受けた高齢者及び障がい者の保護並びに養護者に対する適切な支援を行える体制を構築しています。

［ 今後の取組 ］

○ 高齢者の虐待防止の早期発見・早期対応に努めるため、広報などを活用し市民への周知を行います。

○ 虐待については、プライバシーにも関わる重大な課題であるため、職員の資質の向上や秘密の保持など、体制の強化に努めます。

○ 高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合等の困難事例を把握した場合にも、関係機関や地域が一体となり、必要な支援を行える取組を推進します。

3-2-2：老人保護措置事業　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 居宅において養護を受けることが困難な場合または家族の虐待等を受けている場合に養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所措置を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 虐待についての状況を早期に発見するとともに、今後も必要に応じて入所措置につなげられるよう、関係機関との連携を図りながら継続して実施します。

3-3　成年後見制度の利用促進

1．基本方針

認知症高齢者や一人暮らし世帯・高齢者のみの世帯の増加により、金銭管理や意思決定が困難な高齢者が増加すると予想され、そのような高齢者の権利を守るためにも成年後見制度の必要性は高まっていくと考えられます。

市では、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の周知や相談支援を継続するとともに、専門職との協力体制を構築し、さらなる制度利用の促進に努めます。また、成年後見人への報酬の負担感から申立をためらうことのないように、成年後見制度利用支援事業による助成制度の周知を進めます。

2．施策での取組

（実施事業）

3-3-1：情報提供・相談体制の充実　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 認知症高齢者の増加に伴い、成年後見制度に関する相談対応の充実の必要性が高まっており、地域包括支援センターにおける総合相談支援で制度に関する情報提供を行っています。

○ 経済的な理由から成年後見制度の利用が難しい高齢者について、成年後見制度利用支援事業を活用し、申立費用や後見人等への報酬の助成を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 今後も、安心して成年後見制度の利用を検討できるよう、わかりやすい情報提供に努めるとともに、弁護士などの専門職と連携をとり、相談支援体制の強化を図ります。

○ 成年後見制度の利用が必要であるにも関わらず、申立を行うことが困難な高齢者について市長が裁判所に申立を行うなど、制度利用の支援を行います。

○ 成年後見制度利用支援事業の周知を図り、引き続き経済面での支援を行います。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			計画目標値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
成年後見制度に関する相談件数　（件）	20	27	25	30	30	30
市長申立件数　（件）	2	2	5	3	3	3

成年後見制度利用支援事業	実　　績			計画目標値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
申立費用・報酬助成利用件数　（件）	4	11	6	7	7	7

3-3-2：市民後見人の支援体制の充実　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ むつ市民後見人や関係機関との意見交換会及びフォローアップ研修を実施し、専門職等からの助言を得ることで、市民後見人の質の向上を図っています。

［ 今後の取組 ］

○ 関係機関との情報共有を行い、成年後見ニーズに対応できる体制づくりについて検討します。

○ 市民が地域で後見人として活動することができるよう、市民後見人養成講座を開催します。

基本目標４　地域の安全安心と福祉のまちづくりの推進

４-１　安全安心な地域づくりの推進（重点施策）

１．基本方針

災害や事件・事故などあらゆる危険から高齢者の安全を確保できるように、市民をはじめ関係機関との協働による安全・安心のまちづくりを推進するとともに、外出支援等、高齢者が地域において安心して生活できる支援や環境の充実に取り組みます。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

4-1-1：安全安心な地域づくりの推進　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続していくことができるよう、地域の事業所と連携して見守る活動等を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 緊急通報体制等整備事業や配食サービスなどの生活支援事業のほか、民生委員やボランティア等による地域の見守り体制の整備を進め、引き続き高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

4-1-2：避難行動要支援者対策　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 災害時の安否確認のための避難行動要支援者名簿への登録や避難支援関係者へ名簿情報の提供等、災害時の支援体制の構築に取り組んでいます。

［ 今後の取組 ］

○ 地域活動団体との連携のもと、災害発生時の避難行動要支援者に関する安否確認ができるよう、対象者となる要支援者の情報を共有し、災害時に支援する体制を構築します。

○ 名簿に登録した高齢者や障がい者などの安全安心を確保することを目的に、万一の救急時に備える救急医療情報キットを配布します。

4-1-3：緊急通報体制等整備事業　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 自宅で緊急事態が発生した場合に、簡単な操作で援助者に緊急通報ができる機器を設置し、日常生活の安心・安全を確保しています。

○ 一人暮らし高齢者の精神的不安を解消し、緊急時に迅速な対応を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 必要性の高い事業であることから、引き続き財政負担、利用者負担を勘案しながら事業を継続するとともに、他の方法についても検討を進めます。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			見込値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
設 置 件 数　（件）	84	76	79	80	80	80
参考：通報件数　（件）	4	5	6	5	5	5

4-1-4：交通安全・防犯・消費者被害対策の充実　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 交通安全・防犯・消費者被害等、日常的な危険から高齢者の安全を確保できるよう、市民をはじめ関係機関と連携を図りながら、安全安心な地域づくりを推進しています。

○ 警察や市内の関係機関、見守り協力事業者との連携体制を構築し、行方不明高齢者等の発見等の支援や、見守る活動等を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 関係機関との連携を図りながら、訪問販売、振り込め詐欺などの特に高齢者が巻き込まれやすい犯罪に対する啓発を強化し、安全・安心な地域づくりを推進します。

○ 関係機関との連携を図りながら、高齢者の安全運転の啓発や下北地域公共交通網形成計画と整合性を図りながら、外出支援などに努めます。

4-2　人にやさしい福祉のまちづくりの推進

1．基本方針

身体機能が低下している高齢者への安全な生活環境づくりに向けて、地域福祉の推進とともに、公共施設・交通機関のバリアフリー、住環境の確保などを推進します。

また、高齢になってからも生きがいづくりや地域活動への参加機会を創出するとともに、参加しやすいよう、外出支援や移動手段の確保に向けて取り組みます。

2．施策での取組

（ 実施事業 ）

4-2-1：住環境の支援　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 自立生活が可能な住まいの確保を図り、高齢者が自ら望む暮らし方を実現できるよう、必要な施設福祉サービスの確保に努めるほか、住宅改修のアドバイスなどの支援や必要な施設福祉サービスの整備を実施しています。

○ 住宅改修に限らず相談先の周知を行い、アンケートや待機者調査・事業の継続性・地域の実情等、総合的に検討し施設福祉サービスの整備を進めています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、自宅のバリアフリー化への支援として、住宅改修支援等の利用を積極的に進めるほか、サービス付き高齢者住宅等について、必要な整備を図り、施設福祉サービスによる住まいの確保に努めます。

○ 今後も地域のニーズ、高齢者数・高齢化率、サービスの利用状況等多方面において、慎重に検討を行います。

4-2-2：高齢者にやさしいまちづくりの推進　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 高齢者と接する機会の多い市内の民間事業者と提携し、異変等の発見及び報告により地域全体で高齢者等を見守るむつ市高齢者等見守りネットワーク事業を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ むつ市高齢者等見守りネットワーク事業に参加する事業者を増やしつつ事業の拡大を図ります。

（ 実施事業 ）

4-2-3：外出支援サービス事業　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ おおむね 65 歳以上で通常の交通機関を利用することが困難な高齢者等に対し、移送車両を使用して利用者の自宅と医療機関等との間の送迎を行い、社会参加促進と生活向上を目的として実施しています。

○ 要介護者の医療機関等への送迎を担い、利用者の生活向上を図っています。

［ 今後の取組 ］

○ 事業の必要性は高いものの、民間事業者等で対応可能な事業であることから、民間事業者及び NPO 法人の参入促進等の検討を引き続き行い、公平性が保たれるよう事業を推進します。

［ 実施状況・本計画の目標 ］（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			見込値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
登 録 者 数　（人）	200	196	185	190	190	190
利 用 実 人 数　（人）	181	172	160	170	170	170
利用述べ人数　（人）	2,454	2,716	2,760	2,650	2,650	2,650

4-2-4：軽度生活援助 ホームヘルプサービス事業　【 継続実施 】

[事業の実施概要]

○ 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に対し、軽易な日常生活上の援助を行うことにより自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止することを目的として実施しています。

[今後の取組]

○ 今後、事業規模や継続の可否について検討を行います。

[実施状況・本計画の目標]（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			見込値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
利 用 実 人 数　（人）	28	22	21	23	23	23
利用述べ時間　（時間）	1,174	930	936	1,000	1,000	1,000

4-2-5：訪問理美容サービス事業　【 継続実施 】

[事業の実施概要]

○ 散髪等を希望する寝たきり高齢者等に対し、理容師等が自宅を訪問して有償で散髪等を行っています。

[今後の取組]

○ 利用者数は少ないが、必要性の高い事業であり継続して実施します。

[実施状況・本計画の目標]（※令和 2 年度（2020 年度）は見込み値）

	実　　績			見込値		
	H30 年度（2018）	R 元年度（2019）	R2 年度（2020）	R3 年度（2021）	R4 年度（2022）	R5 年度（2023）
利 用 実 人 数　（人）	37	34	25	30	30	30
利用述べ件数　（件）	121	102	84	100	100	100

4-2-6：養護老人ホーム【 継続実施 】

[事業の実施概要]

○ 養護老人ホームは、環境上、経済上の理由などで、家庭での生活が困難な高齢者を対象に、介助や家事など身の回りの世話を行う施設です。

[今後の取組]

○ 環境上の理由及び経済的理由で自宅での生活が困難な高齢者に対し、適切な措置に努め、社会的な援護を要する高齢者の支援を行います。

基本目標５　生きがいづくりの推進

５-１　生涯にわたる健康づくりの推進と健康寿命の延伸

１．基本方針

健康づくりは一人ひとりがそれぞれの健康観に基づき取り組む課題ですが、社会全体としても積極的に支援する体制づくりが必要です。

広く市民の健康づくりへの意識を高めるため、2015 年を健康まちづくり元年として「むつ市健康づくり宣言」をしました。平成 30 年度（2018 年度）に中間見直しを行った「むつ市健康増進計画」にある施策・事業との整合を図り、高齢者を含む市民の健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸を目指します。

２．施策での取組

◎　健康づくり施策

（ 実施事業 ）

5-1-1：健康寿命の延伸に向けた健康意識の啓発

［ 事業の実施概要 ］

○ 高齢者をはじめ広く市民の健康づくりへの意識を高めるため、広報などの活用、生涯学習事業との連携などを通じて、運動、栄養、口腔等の健康づくりに関する情報提供に努めています。

○ 高齢者をはじめ広く市民の主体的な健康づくり活動や介護予防活動を支援しています。

［ 今後の取組 ］

○「自らの健康は自らの手でつくる」という意識を高めるため、関係機関と連携し地域が一体となった健康づくりを図ることができるよう取り組みます。

5-1-2：介護予防を目的とした健康づくりの推進

［ 事業の実施概要 ］

○ 身近な場所で定期的に運動や仲間との交流ができるように、町内会や老人クラブが主体的に行う通いの場やボランティア団体・社会福祉協議会が行う地域サロン等の支援を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 身近な場所で定期的に集う場を活用して、高齢者の健康づくりにつながるよう専門職の関与を促進します。

○ 高齢者の心身の多様な課題に対して支援を行うため、高齢者保健事業と介護予防を一体的に取り組むよう努めます。

5－2　積極的な社会参加・生きがい対策の推進（重点施策）

１．基本方針

地域の高齢者の力を、就業・ボランティア・健康づくり・学習など、地域のニーズに結びつけ、社会参加・生きがいづくりにつなげます。

２．施策での取組

（ 実施事業 ）

5-2-1：老人クラブの育成と加入促進　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ むつ市老人クラブ補助金要綱による補助金を交付し、社会奉仕活動や高齢者の生きがいのある生活の推進を図っています。

［ 今後の取組 ］

○ 老人クラブの活動の周知や新規加入の促進を図ります。

○ 多様な高齢者の関心や価値観の多様化に対応した活動を支援するため、高齢者の健康づくりや介護予防への取組も含め、活動内容の多様化・充実を図り、活動支援を継続します。

5-2-2：敬老事業（長寿祝品、敬老会）　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 民生委員による見守りを兼ねた敬老記念品の贈呈や式典形式の敬老会を開催し、福祉の増進を図っています。

また、多年にわたり社会に貢献してきた高齢者に感謝し、百歳到達者へ長寿祝品を贈呈しています。

［ 今後の取組 ］

○ 敬老事業は、継続して実施することとし、今後の高齢化の進行なども勘案し、事業の内容について、十分な検討を加えていきます。

5-2-3：多様な交流機会の提供　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 高齢者が地域で孤立することや閉じこもりを防止するために、住民が地域で主体的に行う介護予防活動（地域サロン、介護予防のための体操）を通じて交流の機会の提供に努めています。

［ 今後の取組 ］

○ 引き続き、介護予防や社会参加につながる住民が主体的に行う介護予防活動の支援を行います。

5-2-4：高齢者の就労機会の充実　【 継続実施 】

［ 事業の実施概要 ］

○ 高齢者の就業に関する情報収集や情報提供、知識・技能の付与を目的とした講習等の実施を行っているシルバー人材センターへ支援を行っています。

［ 今後の取組 ］

○ 関係課と連携をとり、高齢者の多様な就労への支援策を検討します。

第５章　介護保険事業の運営

第５章　介護保険事業の運営

第１節　介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

１　介護給付及び介護予防給付に係る費用の見込み

（１）介護給付に係る給付費

図表１　介護給付の見込み

（単位：千円）

	令和３年度（2021年度）	令和４年度（2022年度）	令和５年度（2023年度）
◎居宅サービス	2,487,830	2,545,634	2,614,869
訪問介護	988,852	1,022,739	1,059,075
訪問入浴介護	102,745	104,857	108,279
訪問看護	97,640	102,101	104,274
訪問リハビリテーション	13,837	13,855	14,330
居宅療養管理指導	7,311	7,438	7,560
通所介護	425,373	421,535	431,264
通所リハビリテーション	207,285	208,816	210,895
短期入所生活介護	401,903	416,465	427,300
短期入所療養介護（老健）	20,427	20,439	20,386
短期入所療養介護（病院等）	1,368	1,418	1,418
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
福祉用具貸与	151,401	153,414	157,531
特定福祉用具販売	8,540	8,966	8,966
住宅改修	13,018	13,018	13,018
特定施設入居者生活介護	48,130	50,573	50,573
◎地域密着型サービス	790,019	788,198	795,519
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型訪問介護	0	0	0
地域密着型通所介護	57,569	57,791	58,435
認知症対応型通所介護	36,476	37,012	37,216
小規模多機能型居宅介護	63,810	63,845	67,188
認知症対応型共同生活介護	333,359	330,580	333,710
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	298,805	298,970	298,970
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0

※ 表中の数値は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

資料：厚生労働省 見える化システム

（単位：千円）

	令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022 年度）	令和 5 年度（2023 年度）
◎介護保険施設サービス	1,953,839	1,954,924	1,954,924
介護老人福祉施設	1,120,699	1,121,321	1,121,321
介護老人保健施設	680,077	680,455	680,455
介護医療院	0	0	0
介護療養型医療施設	153,063	153,148	153,148
◎居宅介護支援	339,154	344,294	351,497
介護給付費計（小計）→（Ⅰ）	5,570,842	5,633,050	5,716,809

※ 表中の数値は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

資料：厚生労働省 見える化システム

（2）介護予防給付に係る給付費

図表 2　介護予防給付の見込み

（単位：千円）

	令和 3 年度（2021 年度）	令和 4 年度（2022 年度）	令和 5 年度（2023 年度）
◎介護予防サービス	78,209	77,705	78,527
介護予防訪問入浴介護	0	0	0
介護予防訪問看護	6,409	6,412	6,862
介護予防訪問リハビリテーション	1,489	1,206	1,235
介護予防居宅療養管理指導	170	170	170
介護予防通所リハビリテーション	55,598	55,135	55,403
介護予防短期入所生活介護	483	483	483
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	10,641	10,880	10,955
特定介護予防福祉用具購入費	1,276	1,276	1,276
介護予防住宅改修	2,143	2,143	2,143
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0
◎地域密着型介護予防サービス	3,394	3,396	3,396
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	3,394	3,396	3,396
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
◎介護予防支援	14,112	14,386	14,546
介護予防給付費計（小計）→（Ⅱ）	95,715	95,487	96,469

総給付費（合計：（Ⅰ）+（Ⅱ））	5,666,557	5,728,537	5,813,278

※ 表中の数値は千円単位で四捨五入しているため、表の各金額の合計値は一致しないことがあります。

資料：厚生労働省 見える化システム

第２節　保険料について

１　事業量及び給付費の推計について

第１号被保険者（65 歳以上の人）の保険料については、おおむね次のような流れで算出されます。

図表３　保険料算出の流れ

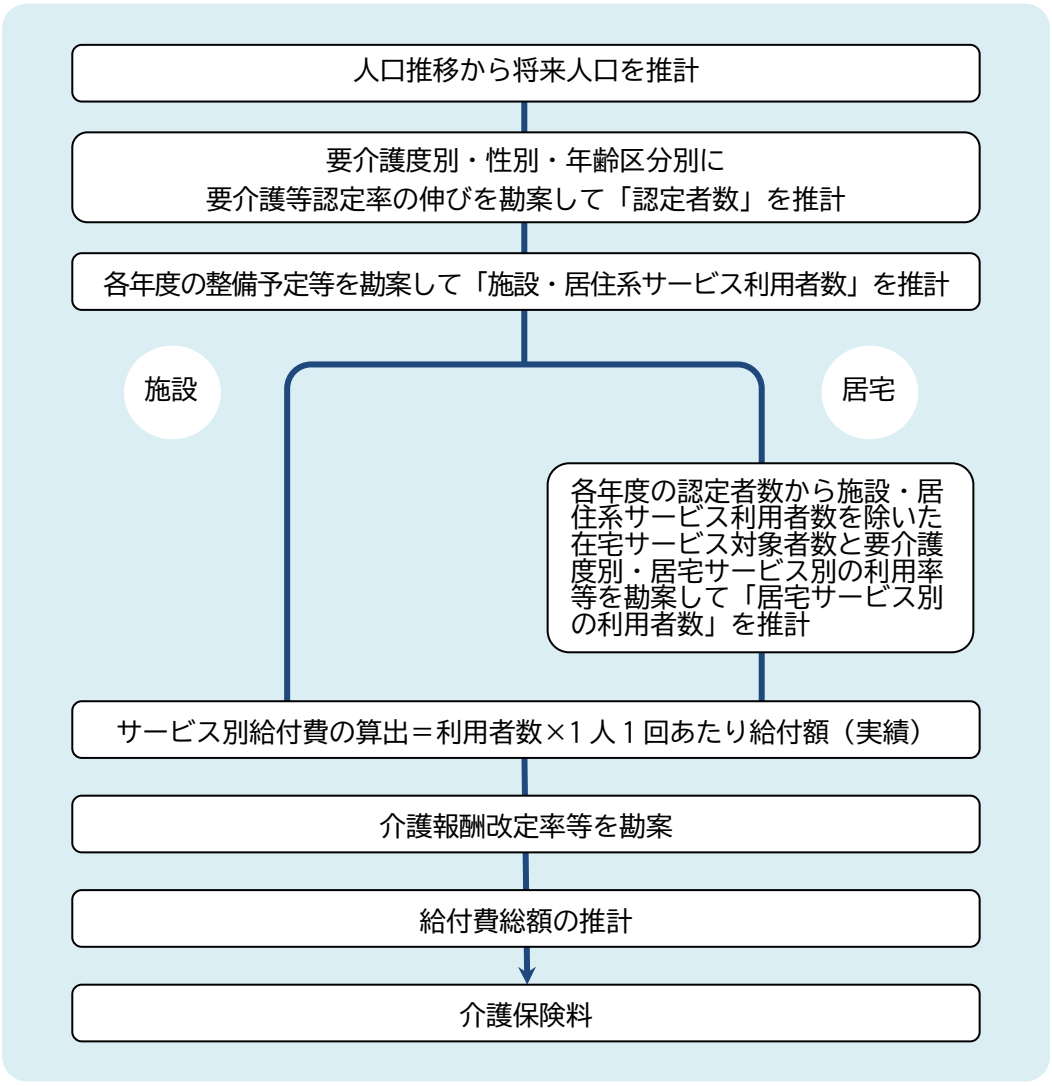

※居住系サービスとは、居宅サービスのうち「特定施設入居者生活介護」、地域密着型サービスのうち「認知症対応型共同生活介護」等のサービスです。

※「施設」「居宅」とも、介護サービス、介護予防サービス、地域密着型サービスを含みます。

保険料算定の基礎となる介護保険事業費は、大きく標準給付費と地域支援事業費に分けられます。

標準給付費は、要介護認定者に対する介護給付費と要支援認定者に対する予防給付費を合わせた総給付費、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を合算したものです。

図表４　介護保険事業費の見込み

（単位：円）

区　　分	令和３年度（2021）	令和４年度（2022）	令和５年度（2023）	合　計
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	5,666,557,000	5,728,537,000	5,813,278,000	17,208,372,000
特定入所者介護サービス費等給付額	255,797,355	238,170,771	241,322,399	735,290,525
高額介護サービス費等給付額	158,952,281	159,241,801	161,350,109	479,544,191
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,086,497	15,176,713	15,377,648	45,640,858
算定対象審査支払手数料	5,958,180	5,993,820	6,073,200	18,025,200
標準給付費計	6,102,351,313	6,147,120,105	6,237,401,356	18,486,872,774
地域支援事業に係る費用	286,257,857	284,746,350	283,563,822	854,568,029
介護保険事業費　（計）	6,388,609,170	6,431,866,455	6,520,965,178	19,341,440,803

２　保険料の負担割合

標準給付費は、国、県、市による公費と、第１号被保険者及び第２号被保険者の保険料により、50%ずつ負担する仕組みとなっています。

被保険者の負担分のうち、第１号被保険者と第２号被保険者の負担割合は、高齢化の進行などにより人口の構成比が変化することから、計画期間（3 年）ごとに見直しされ、第 8 期計画においては、残りの半分のうち、※23%を 65 歳以上の方に負担いただき、27%は 40～64 歳までの方々の保険料を充てています。

※23%：第 7 期（平成 30 年度（2018 年度）～令和 2 年度（2020 年度））は 23%（横ばい）

３　第１号被保険者保険料の推計

高齢者の増加に伴い、介護保険の利用者も増加の傾向にある中で、本計画期間においても事業ごとに必要量、給付費の増加が見込まれます。

各事業の給付費の見込み等に基づき、厚生労働省より示されたワークシートに準じて算定された本市における保険料基準額（月額）は、第 7 期（6,700 円/月）に対し、下記のような金額になります。

図表 5　保険料の見込み

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	合計
第 1 号被保険者数	18,629	18,531	18,454	55,614
前期(65～74 歳)	9,633	9,320	8,965	27,918
後期(75 歳～)	8,996	9,211	9,489	27,696
所得段階別加入割合補正後被保険者数	16,859	16,770	16,701	50,330
総給付費	5,666,557,000	5,728,537,000	5,813,278,000	17,208,372,000
特定入所者介護サービス費等給付額	255,797,355	238,170,771	241,322,399	735,290,525
高額介護サービス費等給付額	158,952,281	159,241,801	161,350,109	479,544,191
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,086,497	15,176,713	15,377,648	45,640,858
算定対象審査支払手数料	5,958,180	5,993,820	6,073,200	18,025,200
標準給付費見込額（A）	6,102,351,313	6,147,120,105	6,237,401,356	18,486,872,774
地域支援事業費（B）	286,257,857	284,746,350	283,563,822	854,568,029
第 1 号被保険者負担分相当額（C）	1,469,380,109	1,479,329,285	1,499,821,991	4,448,531,385
調整交付金相当額（D）	312,469,246	314,668,730	319,152,439	946,290,415
調整交付金見込交付割合（E）	6.29%	6.16%	6.14%	
後期高齢者加入割合補正係数（F）	1.0441	1.0504	1.0511	
所得段階別加入割合補正係数（G）	0.9041	0.9041	0.9041	
調整交付金見込額（H）	393,086,000	387,672,000	391,919,000	1,172,677,000
財政安定化基金拠出金見込額（I）				
財政安定化基金拠出率（J）	0.0000%			
財政安定化基金償還金				
準備基金取崩額				90,000,000
審査支払手数料 1 件あたり単価	90	90	90	
審査支払手数料支払件数	66,202	66,598	67,480	
保険料収納必要額（K）				4,132,144,800
予定保険料収納率（L）	98.00%			

保険料(基準額)：K÷L÷50,330人÷12か月	7,000 円（推計値）

（１）65 歳以上で賄う介護保険料収納必要額

令和３年度（2021 年度）から令和５年度（2023 年度）までの介護保険事業費見込額から 65 歳以上で賄う保険料収納必要額を算出すると、次のようになります。

図表 6　65 歳以上で賄う介護保険料収納必要額

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの介護保険事業費見込額 19,341,440,803 円　(A)+(B)
×
第1号被保険者で賄う保険料の標準割合　23.0%
＝
第1号被保険者保険料負担分相当額 4,448,531,385 円　(C)
＋
調整交付金相当額 946,290,415 円　(D)
－
調整交付金見込額 1,172,677,000 円　(H)
＋
財政安定化基金拠出金見込額 0 円　(I)
＋
財政安定化基金償還金 0 円
－
準備基金取崩額 90,000,000 円
＝
令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの保険料収納必要額 4,132,144,800 円　(K)

（２）保険料率の算定

令和３年度（2021 年度）から令和５年度（2023 年度）までの保険料収納必要額から第１号被保険者の保険料率を算出すると、次のようになります。

図表７　保険料率の算定

令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの保険料収納必要額 4,132,144,800 円　（K）
÷
予定保険料収納率 （令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの平均予定収納率） 98.00％　（L）
÷
補正第1号被保険者数　　50,330人 ※補正第1号被保険者数とは65歳以上を所得に応じて1段階から9段階に分けて各段階の割合に被保険者数を乗じて算出します。 例えば、1段階の割合が0.5の場合、被保険者数も0.5人換算し、9段階の割合が1.7の場合、被保険者数も1.7人換算します。
＝
年額　83,777円（基準額） ※ 83,777円÷12か月＝6,981円（1か月あたり保険料） 介護保険料（基準額）月額≒7,000円（10円単位四捨五入）

４　所得段階における負担割合

第 8 期介護保険計画の第 1 号被保険者の所得段階別保険料及び構成比は、次のとおりです。

図表 8　計画期間の所得段階における負担割合

段階	各段階の所得区分			計算方法
第 1 段階	本人が非課税	世帯非課税	生活保護、老齢福祉年金受給、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.5
第 2 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	基準額×0.75
第 3 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	基準額×0.75
第 4 段階		世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.90
第 5 段階			本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える	基準額×1.00
第 6 段階	本人が課税		本人の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20
第 7 段階			本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.30
第 8 段階			本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.50
第 9 段階			本人の合計所得金額が320万円以上	基準額×1.70

第６章　計画の推進

第６章　計画の推進

第１節　計画の推進体制

１　庁内推進体制の充実

本計画に掲げられている施策は、福祉分野をはじめ、高齢者の生活環境を支えるさまざまな分野が関連していることから、福祉担当部局を中心に連携し、現状や課題、施策の方向性等を共有しながら、施策を推進します。

２　市民参加の推進

計画の推進にあたっては、行政のみでは限界があり、高齢者を支えるきめ細かなサービス展開を図るためには、元気な高齢者も含めた市民がサービスの担い手となって支えていく体制が必要です。

そのため、市民をはじめとする多様な主体の参画を促し、地域共生社会の実現に向けて協働による施策の展開を推進します。

３　介護保険事業の周知と計画の公表

社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度の趣旨やサービス内容等についての正しい理解のもと、保険料の納付やサービス利用が行われるよう、チラシ、ガイドブック等、さまざまな媒体や機会を通じて、若い世代から高齢者まで幅広く周知します。

また、本計画の内容についてはホームページで公表するなど、計画の趣旨や制度の改正等について普及啓発に努めます。

４　進捗状況の点検・評価

本計画の実施にあたっては、計画に掲げる施策や取組が高齢者のニーズに応じて的確に実行されているかなど、定期的に進捗状況を点検し、その結果に基づいて対策を検討するPDCAサイクルを構築し、効果的かつ効率的に推進します。

図表１　PDCAサイクルによる進捗状況の点検・評価

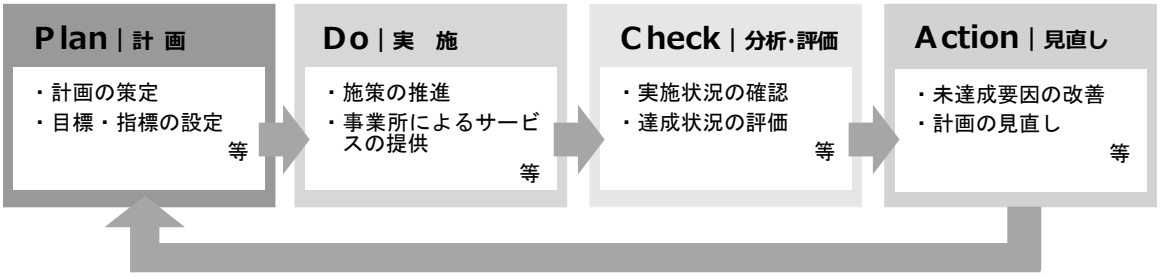

第２節　介護保険の円滑な制度運営のための方策

団塊世代が後期高齢者となる令和 7 年（2025 年）、さらには団塊ジュニア世代が前期高齢者となる令和 22 年（2040 年）に向けて、市民、関係団体及び事業者等と連携しながら、次のような方策のもと、介護保険の安定的かつ継続的な運営を推進します。

１　円滑な制度運営のための体制整備

（１）地域包括ケアシステムの構築

地域包括ケアシステムの構築に向けて施策を推進し、在宅医療・介護の連携推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の充実、生活支援・介護予防の充実等、地域包括支援センターの機能充実を図ります。

（２）ケアマネジメント機能の強化

高齢者が住み慣れた地域で在宅での生活を可能な限り続けることができるよう支援するためには、ケアマネジメント機能を強化していくことが不可欠であり、地域包括支援センターが担う包括的・継続的なケアマネジメントや総合相談・指導について適切かつ積極的に取り組みます。

（３）介護予防・認知症対策の積極的な推進

要介護状態になる前から要支援等に至るまでの高齢者に対して、地域支援事業における介護予防事業や、予防給付（介護予防サービス）を実施し、要介護状態の発生やその悪化の予防に取り組みます。

また、認知症への理解や早期対応を図るため、認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーター、認知症サポーターを養成することで、広く情報を把握できる機会を創出するとともに、民生委員やボランティア団体等と連携を深め、身近で気軽に相談のできる体制を構築します。

（４）介護人材の確保及び業務効率化の取組

全国的に高齢化が進む中、今後も介護需要は引き続き高まることが想定されます。そのため、不足する介護人材の確保に向けて、県とも連携しながら人材の新規参入の促進を図るとともに、潜在有資格者の掘り起こしを推進します。

また介護現場の負担軽減のため、業務改善や事業所から市に提出する書類等の簡素化、情報通信技術（ICT）を活用した業務の効率化等の取組を総合的に推進します。

２　利用者への配慮

（１）介護サービス利用者への的確な相談・情報提供の推進

必要とする介護サービスを適切に利用できるよう、地域包括支援センターなどを通じて利用者への的確な情報提供に努めるとともに、各種の利用者負担軽減制度の周知を図るなどの利便性向上に配慮します。

（２）保険料等の負担軽減への配慮

第１号被保険者の保険料の所得段階については、所得段階に応じて引き続き９段階とし、被保険者の所得段階に応じて保険料の負担軽減を図ります。

また、特定入所者介護サービス費等給付（負担限度額の軽減措置）、高額介護サービス費、施設による負担軽減への補助事業等給付による利用者への負担軽減を図ります。

3　保険者としての市の役割

（1）サービスの質の向上

要介護度に応じたケアプランの作成とサービス提供が行われるよう、事業者に対する働きかけや改善効果の高いケアプラン、サービス内容等について、市及び地域包括支援センターを通じて情報提供を行い、サービスの質的な向上を促進します。

（2）公平・中立な要介護認定の推進

公平かつ迅速な要介護認定を推進できるよう、適正な認定調査の実施や介護認定審査会における審査判定の充実に取り組みます。

なお、施設入所にあたっては、特別養護老人ホームの中重度者への重点化を図ります。

（3）介護保険サービス事業所との連携

介護保険制度が利用者本位の制度として円滑に機能するため、また、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を継続することができるよう支援するために、事業者等と連携し、高齢者や介護者などの支援ニーズに合ったサービスが円滑に提供できる環境づくり、基盤整備を推進します。

（4）介護保険料収納の向上・確保

介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源の一つであり、被保険者全員がそれぞれの負担能力に応じて保険料を納めることが、公平性の確保や制度の安定的運営に欠かすことができません。

そのため、納付者の相談を受けながら生活状況に応じた納付について説明を行い、納付の確保に努めるなど、介護保険料収納の向上・確保に取り組みます。

（5）介護給付の適正化

介護給付等に要する費用が増大することが見込まれる中、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、過不足のないサービスを事業者が適切に提供することを促すことで、適切なサービスの確保と費用の効率化を図ります。

そのため、国の指針に掲げる「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」、「介護給付費通知」といった、主要 5 事業による給付実績を活用した点検等を行います。

資　料　編

資 料 編

1 策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

開 催 日	《 策定経過（実施内容）》
令和2年（2020年） 8月27日 ※8月6日付けで資料等を発送	第1回策定委員会（書面開催） ・委嘱状交付 ・計画等の策定に関わる概要説明
令和2年（2020年）10月28日	第2回策定委員会 ・第7期計画の施策、実施状況の整理 ・第8期計画に向けた現況、課題及び方向性の整理
令和2年（2020年）12月23日	第3回策定委員会 ・第8期計画案について ・介護保険施設等の整備方針について ・介護保険料の設定について
令和3年（2021年） 1月20日	第4回策定委員会 ・第8期計画案について ・介護保険料の設定について
令和3年（2021年） 2月18日	第8期むつ市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に係る検討結果について（答申）

2　むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例

むつ市介護保険事業計画等策定委員会条例

平成 14 年 3 月 18 日
条例第２号
平成 17 年 3 月 7 日
一部改正

（設置）

第１条　介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 117 条第１項に規定する介護保険事業計画、老人福祉法（昭和 38 年法律第 33 号）第 20 条の８第１項に規定する老人福祉計画及び老人保健法（昭和 57 年法律第 80 条）第 46 条の 18 第１項に規定する老人保健計画（以下「介護保険事業計画等」という。）の策定を円滑に行うため、むつ市介護保険事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　委員会は、介護保険事業計画等の策定のため、介護保険法第 117 条第２項、老人福祉法第 20 条の８第２項及び老人保健法第 46 条の 18 第２項に掲げる事項を検討し、意見を述べるものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員 21 人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

（1）保健関係者
（2）医療関係者
（3）福祉関係者
（4）学識経験を有する者
（5）その他市長が適当であると認めるもの

2　委員の任期は、３年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

（意見の聴取等）

第７条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（委任）

第８条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

１ この条例は、平成 14 年４月１日から施行する。

（むつ市介護保険事業計画等審議会条例の廃止）

２ むつ市介護保険事業計画等審議会条例（平成 11 年むつ市条例第２号）は、廃止する。

（むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３ むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成６年むつ市条例第１号）の一部を次のように改正する。

（略）

（川内町及び脇野沢村の編入に伴う経過措置）

４ 川内町及び脇野沢村の編入の日（以下「編入日」という。）前に、川内町介護保険運営協議会規則（平成13年川内町規則第６号。以下「川内町規則」という。）または脇野沢村介護保険事業計画等作成検討委員会設置要綱（平成 11 年脇野沢村告示第３号。以下「脇野沢村告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

５ 編入日前に、川内町規則または脇野沢村告示の規定により委嘱された委員の任期は、第４条第２項の規定にかかわらず、平成 17 年６月 30 日までとする。

附 則

この条例は、平成 17 年３月 14 日から施行する。

3　委員会名簿

委 員 名 簿 一 覧

《 委嘱期間：令和2年（2020年）7月1日～令和5年（2023年）6月30日 》

（順不同・敬称略）

分　野	委員 構成団体等	委員 氏名	備　考
医療関係	むつ下北医師会	三上　史雄	会　長
	青森県歯科医師会下北支部会	髙瀬　厚太郎	職務代理者
	青森県薬剤師会むつ下北支部	徳山　茂	
保健関係	青森県老人保健施設協会	田村　研	
	青森県理学療法士会	菊池　修一	
	青森県看護協会下北支部	白濱　里美	
福祉関係	むつ下北地区老人福祉協会	石田　忠臣	
	むつ市民生委員・児童委員連絡協議会	菊池　三千郎	
	下北介護支援専門員連絡協議会	野里　哲也	
第1号被保険者	むつ市民生委員・児童委員連絡協議会	福嶋　雄次郎	
		森山　恵子	
		船木　敏夫	
		片川　春樹	
	むつ市老人クラブ連合会	折舘　博	
		大山　松子	
		戸田　美代	
		柴田　峯生	
有識者	むつ市介護認定調査員	加藤　百合子	
		吉田　温美	
		石田　留美子	

４　答申

令和3年2月18日

むつ市長 宮 下 宗 一 郎様

むつ市介護保険事業計画等策定委員会
会長 三 上 史 雄

むつ市第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画（案）答申について

令和2年8月6日付けむ高齢第263号にて本委員会に諮問されたむつ市第8期高齢者福祉計画介護保険事業計画（案）について慎重に審議し、別紙のとおり作成しましたのでここに答申します。

本計画の実施に当たっては、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、ふれあいと支え合いの地域づくり」の基本理念のもと、適切かつ効果的な推進に努められるよう要望します。

青森県 むつ市

第８期 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和３年３月　発行

発行者　むつ市　福祉部　高齢者福祉課

〒035-8686
青森県むつ市中央１丁目８番１号
電話：0175-22-1111　FAX：0175-33-1101